

(仮称)第四次座間市総合計画策定に関する
基礎調査(現状と課題分析)

平成 21 年 3 月 (平成 22 年 3 月改訂)

座間市 企画財政部 政策課

目 次

第 1 章	社会経済動向の分析	1
第 1 節	社会経済動向の分析の考え方.....	1
第 2 節	高齢化・少子化の進展	3
第 3 節	国際化の進展.....	6
第 4 節	情報化の進展.....	7
第 5 節	経済、雇用の変化	8
第 6 節	低炭素社会に向けた変化.....	10
第 7 節	地域のつながり、協働	12
第 8 節	安心・安全の確保	15
第 9 節	地方分権の進展.....	16
第 10 節	教育環境の変化と教育改革.....	18
第 11 節	社会経済動向の分析のまとめ	20
第 2 章	総合計画の進捗状況	21
第 1 節	市民満足度	21
第 2 節	施策評価結果.....	24
第 3 章	基礎的調査（人口・土地利用）	30
第 1 節	人口.....	30
第 2 節	土地利用.....	33
第 4 章	分野ごとの課題.....	35
第 1 節	健康・福祉分野.....	35
第 2 節	市民参加・コミュニティ	42
第 3 節	教育・生涯学習・スポーツ	46
第 4 節	都市基盤整備.....	52
第 5 節	環境・廃棄物.....	56
第 6 節	安心・安全	59
第 7 節	産業.....	65
第 8 節	行政経営.....	69
第 9 節	分野ごとの課題のまとめ.....	72

第1章 社会経済動向の分析

第1節 社会経済動向の分析の考え方

社会経済動向の分析の調査項目については、第3次座間市総合計画後期基本計画、及び県や近隣自治体の総合計画に示されている社会経済動向を整理し、調査項目を設定します。

① 県、近隣自治体の社会経済動向の項目

< 県、近隣自治体の動向 >

自治体名	総合計画名	策定年度	社会経済動向の分析にあたる項目
神奈川県	神奈川県力構想基本構想	平成19年度	少子化、高齢化と人口減少 国際化と情報化 産業構造の転換と働き方の多様化 環境問題の新たな展開と県民の意識の高まり くらしの様々な課題
相模原市	新世紀さがみはらプラン(相模原市21世紀総合計画)	平成10年度	なし
秦野市	総合計画はだの2010プラン	平成8年度	HP上で閲覧不可能
厚木市	第9次厚木市総合計画 あつぎ元気プラン	平成21年度	地方分権の進展 市民参加と協働の進展
伊勢原市	いせはら21プラン	平成15年度	なし
大和市	第8次総合計画	平成21年度	HP上で閲覧不可能
海老名市	海老名市第四次総合計画	平成20年度	なし
綾瀬市	新時代あやせプラン21	平成13年度	なし

② 第3次座間市総合計画後期基本計画で示している項目

< 第三次座間市総合計画後期基本計画の「時代の潮流と座間市」 >

第三次総合計画における「時代の潮流と座間市」
1. 高齢社会への対応
2. 多様化社会への対応
3. 高度情報化の進展への対応
4. 国際化社会への対応
5. 産業構造の変化への対応
6. 環境優先への対応
7. 災害に強いまちづくりへの対応

④本調査における調査項目の設定の考え方

【県、第三次総合計画から導き出した項目】

- ・ 神奈川県の基本構想の「少子化、高齢化と人口減少」、第三次計画の「1.高齢社会への対応」を踏まえ、「高齢化、少子化、人口減少」に関する潮流を整理します。
- ・ 神奈川県の「国際化と情報化」、第三次計画の「3.高度情報化の進展への対応」、「4.国際化社会への対応」を踏まえ、「国際化」、「情報化」に関する潮流を整理します。
- ・ 神奈川県の「産業構造の転換と働き方の多様化」、第三次計画の「5.産業構造の変化への対応」を踏まえ、「産業経済、雇用の変化」に関する潮流を整理します。
- ・ 神奈川県の「環境問題の新たな展開と県民意識の高まり」、第三次計画の「6.環境優先への対応」を踏まえ、「環境問題や低炭素社会の構築」に関する潮流を整理します。
- ・ 第三次計画の「7.災害に強いまちづくりへの対応」を踏まえ、「安心、安全」に関する潮流を整理します。
- ・ 神奈川県の「くらしの様々な課題」について、犯罪などは「安心、安全」に関する潮流の中で整理します。「くらしの様々な課題」の中でも地域のつながり、NPOについては、「地域のつながり、協働」に関する潮流を整理します。
- ・ 第三次計画の「2.多様化社会への対応」は、高齢化、国際化、情報化など様々な項目にまたがる潮流であるため、各項目で整理します。

【追加した項目】

- ・ 厚木市で取り上げている「地方分権の進展」について、この10年で大きな変化があり、さらなる進展も予想されることから「地方分権」に関する潮流を整理します。
- ・ 「教育」について、昨今の教育をめぐる環境の変化は大きく、これからを担う人材育成に向けた流れを把握することは重要であると考えられるため、「教育環境の変化と教育改革」に関する潮流を整理します。

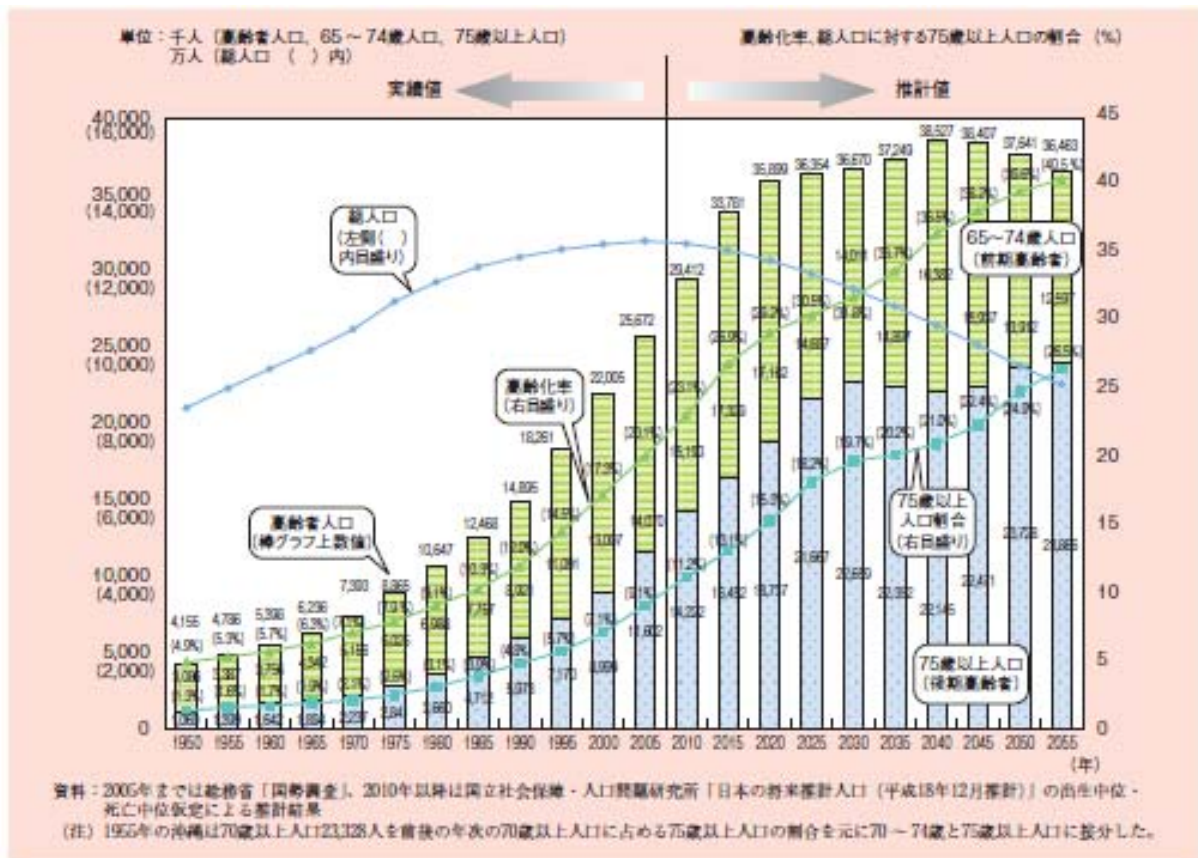
第2節 高齢化・少子化の進展

(1) 総人口の減少と高齢化

わが国の総人口は、平成17(2005)年の1億2,777万人から長期人口減少過程に入り、平成67(2055)年には8,993万人になると見込まれています(日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計)。

また、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続けております。このままいくと平成25(2013)年には高齢化率が25.2%で高齢者は4人に1人となり、平成47(2035)年に33.7%で3人に1人となると予想されています。さらに、わが国の後期高齢者人口は増加を続け、平成29年には前期高齢者を上回り、その後も増加することが見込まれています。

＜高齢化の推移と将来推計＞

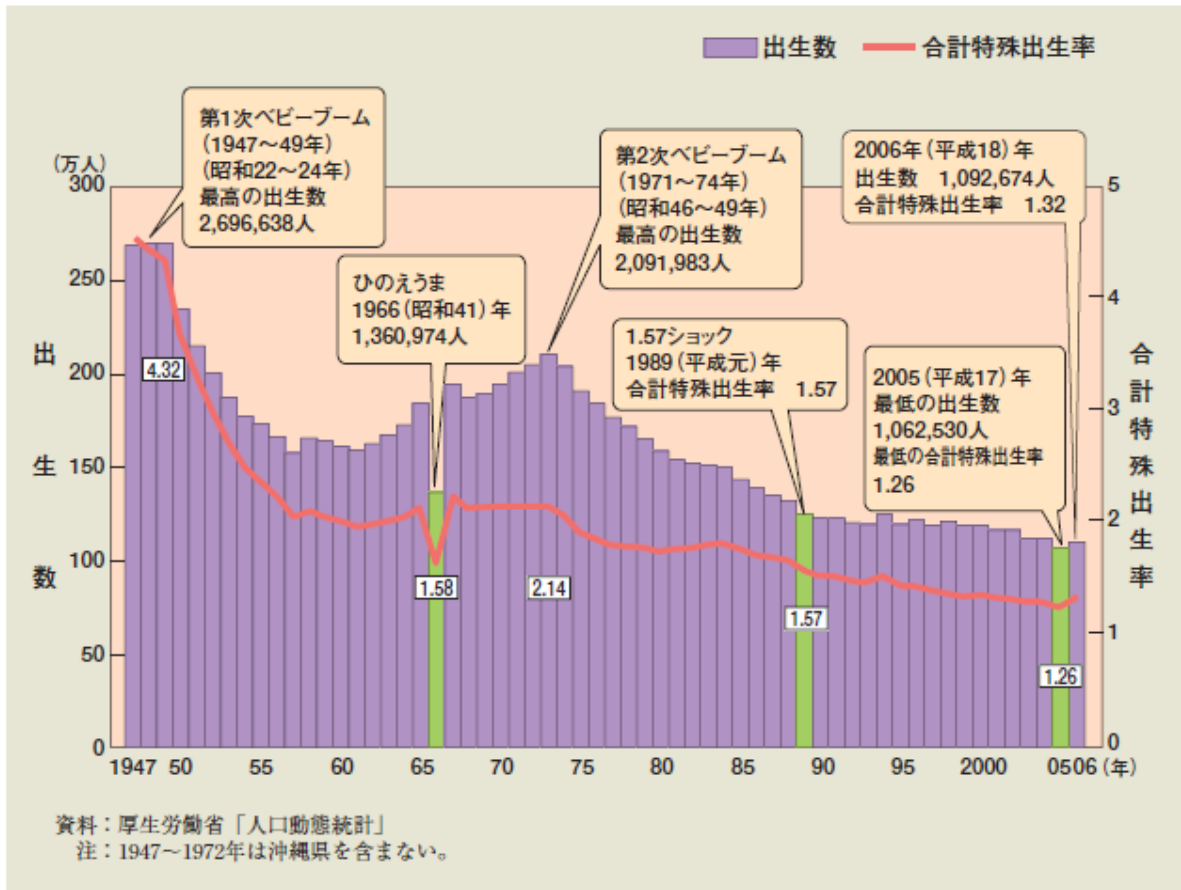


資料：平成20年版 高齢社会白書

(2) 少子化の進行

わが国の出生数は減少し続けており、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしています。現状の年少人口は1,729万3千人（総務省人口推計平成19年10月）総人口に占める割合は13.5%となっています。

＜出生数及び合計特殊出生率の年次推移＞



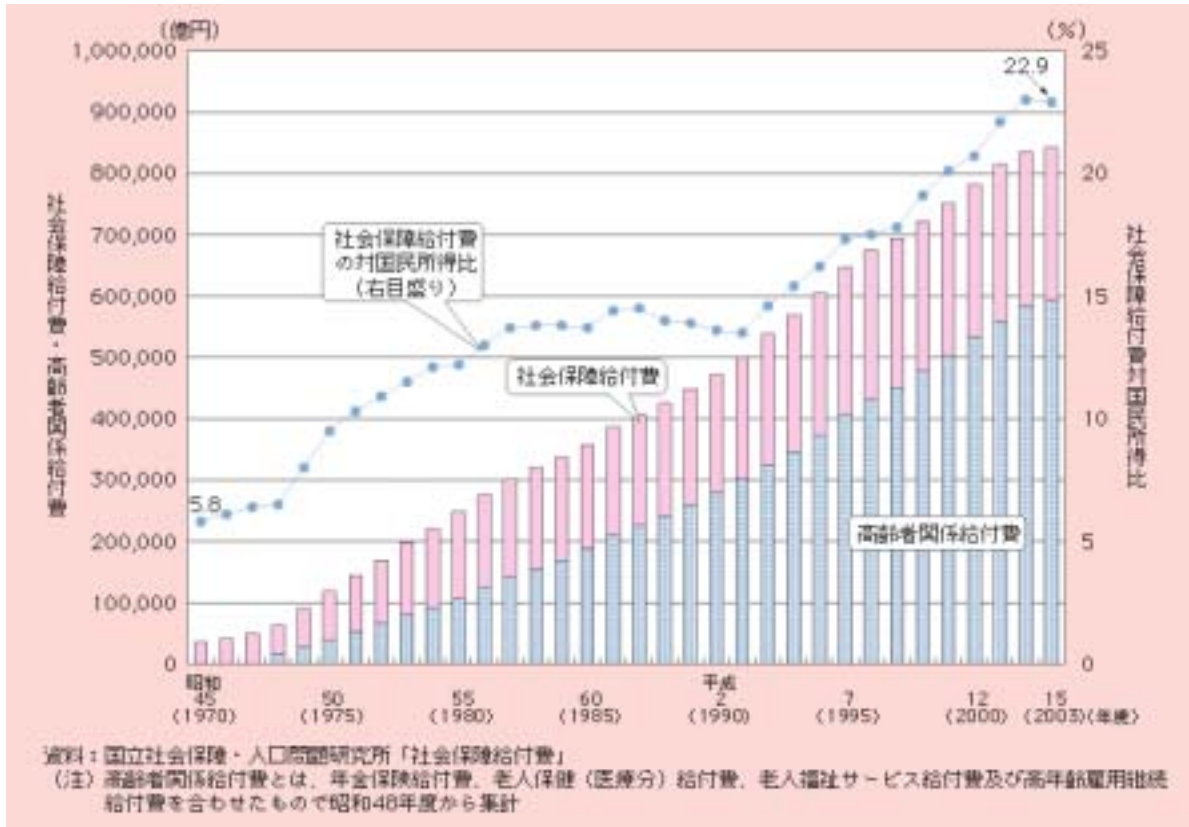
資料：平成20年版 少子化白書

また日本人の平均初婚年齢は、2006年で、夫が30.0歳、妻が28.2歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。このように初婚年齢が遅くなるという晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれています。高年齢になると出産を控える傾向があることから、晩婚化、晩産化が少子化の原因にもなっているといえます。

さらに少子化の進行による急速な人口減少は、労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響のほか、高齢者人口の増大による年金や医療、介護費の増大の影響が考えられます。また社会保障制度を支える現役世代の人口及び総人口に占める割合の双方が低下していくため、社会保障制度の持続可能性を図るためには、高齢者に対する給付内容の見直しや、給付と負担の均衡等の措置を講じる必要があります。

特に、社会保障給付費は、平成15(2003)年度は84兆2,668億円であり、国民所得に占める割合は、昭和45(1970)年度の5.8%から22.9%(国立社会保障・人口問題研究所)に上昇しており、制度の見直しや対策が求められています。

< 社会保障給付費の推移 >



資料：平成 18 年版 高齢社会白書

さらに、人口減少による社会的な影響としては、地域から子どもの数が少なくなる一方で、高齢者が増加し、防犯、消防等に関する自主的な住民活動をはじめ、集落という共同体の維持が困難になるなど、地域の存立基盤にも関わることが想定されます。

第3節 国際化の進展

(1) 経済のグローバル化

これまで、様々な経済活動の「舞台」が地球規模に拡大していく「経済のグローバル化」の中で、「世界的な資源配分の効率化と生産性の上昇」による急速な経済成長が続いてきました。グローバル化に伴い、製品や要素の国境を越えた移動が活発化した結果、40億人規模の人口を抱える新興国の経済発展を促し、その経済規模を、この5年間で2倍以上に拡大してきました。一方で、これらの製品や要素、特にカネ、モノの国境を越えた移動の活発化によって、世界経済全体に対する大きなリスクが生じています。

(2) グローバル化に伴うリスク

まず国際金融・資本市場の動揺が広がっていることが、第1のリスクとして挙げられます。金融・資本市場の動揺は信用創造機能への影響、各国の貿易と投資を媒介とする連関を通じて、各国の実体経済に波及する懸念があります。次に、中国・インド等の新興人口大国の経済成長に起因し、国際商品市場に大量の資金が流入したことで加速している資源・食料価格の国際的な高騰と、そのインフレ圧力の顕在化が挙げられます。これらのリスクは、各国経済が金融面、実体面の両面で互いに強く連動することによる世界経済の「一体化」を端的に表していることはもちろん、その原因や波及のプロセスにおいて、世界経済の「多極化」をも象徴しています。

(3) 新興国の寄与

世界の経済成長や輸入に占める先進国の寄与は近年低下傾向にある一方、新興国の寄与は増加傾向にあります。このような世界経済の成長構造の変化がわが国の輸出に及ぼす影響を明らかにするために、世界各国・地域の名目成長率を見ると、米国の存在感が低下する一方で、中南米、中東、ロシア、インド等を含む「その他地域」や「中国」の影響が大きくなっていることが分かります。特に、平成19(2007)年は、米国経済が景気減速によって存在感を一段と低下させるなか、EU、ASEAN、中国及びその他地域の存在感が増加しています。

(4) 外国人労働者の増加

わが国で就労する外国人労働者は年々増加しているところ、外国人労働者の適正な受入れ、不法就労の防止、合法的に就労できる外国人の適正な雇用・労働条件の確保が重要となっています。そこで、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、雇用管理の改善を図るための事業者への指導、援助等の一層の充実に努めることが求められています。

第4節 情報化の進展

(1) 情報通信技術の役割の増大

ICT(情報通信技術)は、時間や空間といった生産活動にとって制約となる課題の克服に寄与し、大量の情報を瞬時にやり取りすることによって、新たな生産活動の基盤としての役割を果たすようになってきています。これに伴い、生産要素である資本の中でも、情報通信資本の重要性は、飛躍的に高まりつつあります。様々な課題を抱える地域が、今後、経済成長を達成するためには、ICTの利用を課題解決につなげると同時に、生産活動に変革をもたらす契機として情報通信資本を積極的に投入し、活用していくことが求められています。

(2) ユビキタスネットワークの進展

ユビキタスネットワークが進展すると、情報通信資本が相互にネットワーク化されることで情報や知識の交流が活発になりました。また新しいアイデアや創意工夫等を通じて様々なイノベーションが生み出されることが期待されています。また、ICTが生活の隅々にまで深く浸透することにより、情報や知識を利用する主体のすそ野が広がるとともに、各主体が様々な形で連携し、協働しながらネットワーク上の情報や知識を利用して生産活動を行い、新たな付加価値を生み出すことが可能になると考えられています。つまり、情報通信資本の蓄積とそれによるユビキタス化は、ネットワークの経済性の効果によって経済全体の生産性を高めるとともに、新しい付加価値の源泉を提供することでわが国の経済成長に貢献すると考えられています。

(3) 情報通信とグローバル化

近年の情報通信の普及は、経済活動のグローバル化を加速させ、地域経済をめぐる環境をも大きく変えつつあります。企業は世界的な規模での競争にしのぎを削り、グローバルな視点から活動拠点を選定する時代になりました。さらに、企業活動を支える労働力についても、世界のあらゆる国や地域から、専門性や労働コスト等の面において最適と思われる人材を獲得しようとする動きが盛んになってきています。

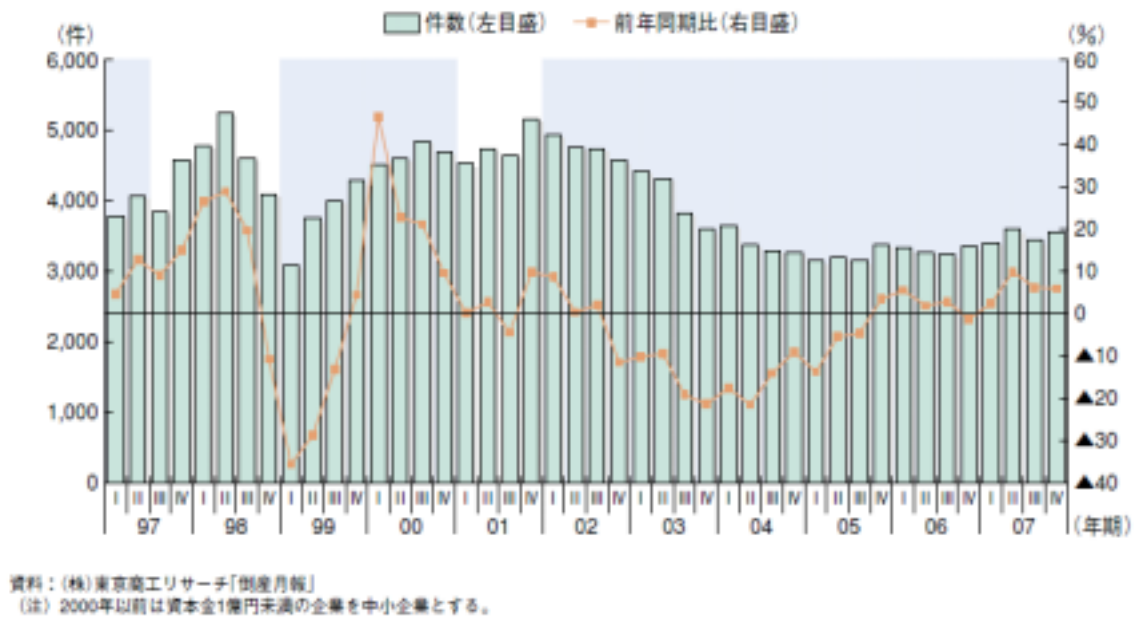
加えて、地域の魅力が薄れることは、更なる人口の流出につながることを想定されます。地域は、農産物や特産品、観光資源、豊かな自然等、独自の多様な地域資源を保有しており、こうした地域の独自性を生かすことができれば、地域経済は更に活性化する可能性があると考えられます。このような地域の強みを発揮していくためには、各地域が自らの地域にどのような資源があるかを認識し、それを再発見することが必要となります。さらに、それらを育てることによって、他の地域との差別化を図り、市場に競争力のある製品やサービスを投入し、外部から人材や資本を引きつけることが求められています。

第5節 経済、雇用の変化

(1) 景況感と倒産の状況

わが国の経済は、緩やかな景気回復が継続したものの、金融危機などに伴い後退し、地域間や業種間で景況感にばらつきが見られます。特に、原油価格の高騰や改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少は、中小企業の収益に大きな影響を与え、中小企業の業況が悪化してきています。中小企業の倒産件数の動向を見ると、現在の景気回復局面に入った後の概ね3年間は前年同期比で減少していますが、2006年頃から増加に転じています。

<中小企業倒産件数と増減率>



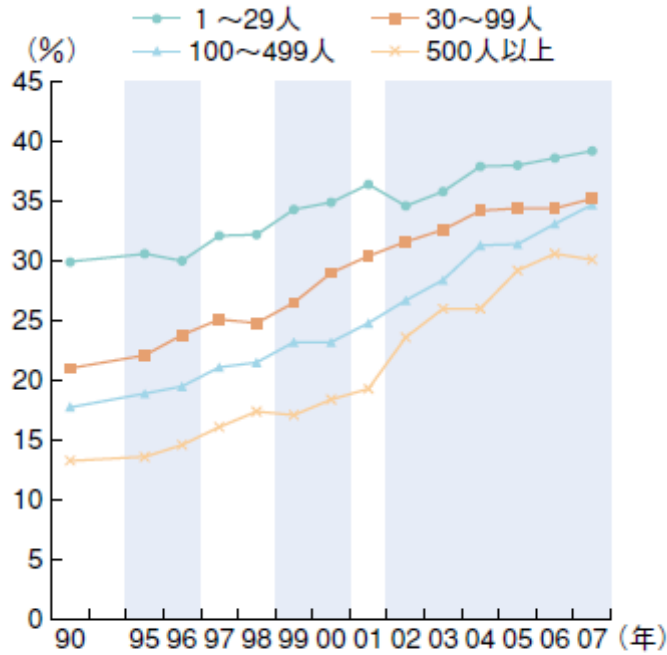
資料：平成20年版中小企業白書

(2) 雇用

雇用の動向については、2002年以降、有効求人倍率は上昇、失業率は低下を続けてきました。しかし、2007年後半から、有効求人倍率は若干の低下傾向を示し、失業率の低下も足踏み状態となっており、さらに2008年以降悪化しております。新規求人数の推移を事業所の従業員規模別で見ると、従業員5~29人の小規模な事業所を中心として新規求人数が減少している一方、従業員300人以上の事業所においては、2007年以降も新規求人数が横ばいで推移しております。また正規雇用から非正規雇用への人員シフトが生じています。

非正規雇用者の割合について、産業別にみると、非正規雇用比率が高いのは「卸・小売業、飲食店」、「サービス業」ですが、製造業を含めその他の業種でも上昇しています。規模別にみると、大企業において非正規雇用比率の高まりが顕著です。非正規雇用者の増加は、元々非正規雇用比率が高い女性の就業率が高まった影響もあります。しかし、男性についても、90年代には非正規雇用比率が10%程度であったものが、2007年には18%程度にまで上昇しています。

<非正規雇用者比率規模別推移>



資料：総務省統計局「労働力調査特別調査(2001年まで)／労働力調査詳細集計(2002年以降)」

- (注) 1. 労働力調査特別調査データは各年2月調査を用いた。労働力調査データは、各年1月～3月の平均値を用いた。
 2. 非農林業雇用者を集計した。
 3. 非正規雇用者とは、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」の合計としている。
 4. 非正規雇用者比率＝非正規雇用者÷(正規の職員・従業員＋非正規雇用者)×100

資料：平成20年版中小企業白書

第6節 低炭素社会に向けた変化

(1) 低炭素社会の構築

これまでに地球温暖化が人類の生存基盤を脅かしており、この問題に取り組むために、すべての国は今、人類の歴史を画する転換期を迎えています。化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに、生活の豊かさを実感できる社会、すなわち低炭素社会の構築に向けて、歩みを始めています。そして、物的拡大の一途をたどってきた経済社会は大きく方向を変えつつあります。

(2) 二酸化炭素の排出量の内訳

わが国の二酸化炭素総排出量に占める家庭部門からの直接の排出量は、電気・熱配分前では約5%ですが、電気・熱配分後では、電気事業者の発電に伴う二酸化炭素排出量をエネルギー転換部門ではなく家庭部門でカウントすることになり、13%になります。平成18(2006)年度の家庭部門の二酸化炭素排出量は、電力・熱配分後の数値で見ると、基準年比30%増加しています。この間、二酸化炭素排出原単位はいったん大きく低下しましたが、原子力発電設備の利用率の低下などの影響により、発電構成比のバランスが大きく変化したことから、基準年とほぼ同じ水準になりました。したがって、家庭部門の二酸化炭素排出量の基準年比30%の増加は、家庭におけるエネルギー消費量の増加とほぼ比例したものとなっています。

＜二酸化炭素排出量の内訳（電力・熱配分前後）＞



資料：平成20年版環境・循環社会白書

(3) 経済的手法を活用した制度の創設・進展

環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成し、低炭素社会へと転換を図るためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴をいかしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方にに基づき、効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めることが重要であると言われています。

このうち、経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、税や補助金などによる経済的インセン

タイプの付与を介して各主体の経済合理的な判断に基づいた排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されています。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援にあたっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努めることが求められています。経済社会活動を持続可能なものとしていく上で、市場メカニズムを活用する方法は有効な手段の一つとされ、近年、税制や排出量取引制度などの導入や検討が世界のいくつかの国で行われています。

(4) エネルギー資源を大切に暮らす

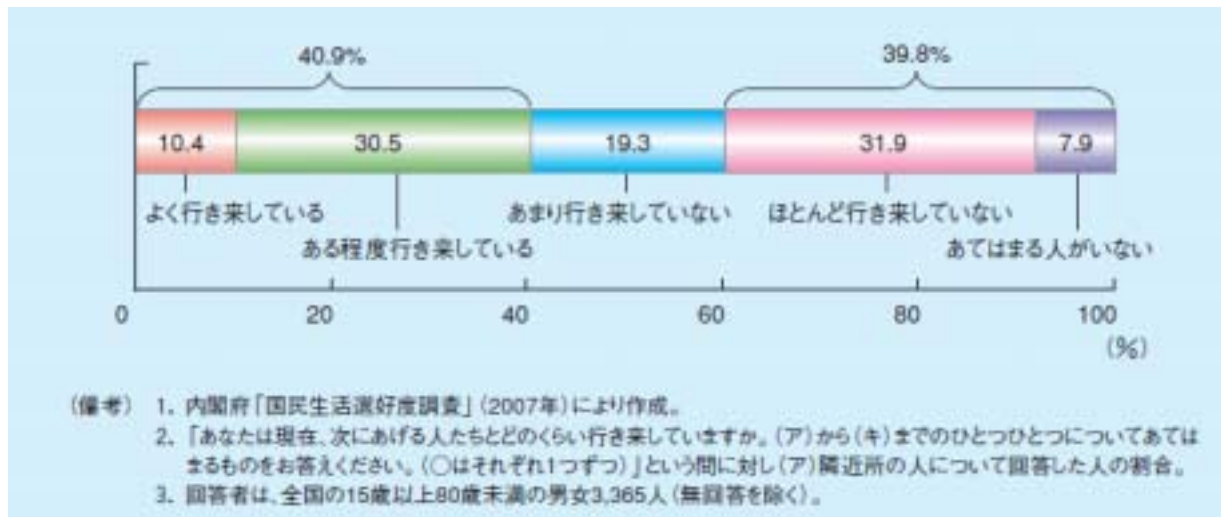
低炭素社会に向けては、エネルギー多消費型の生活から、環境を大切にすることを価値として認めるライフスタイルへの転換を進める必要があります。そして、低炭素社会への移行にあたっては、地球環境を考え、環境への負荷が少ないものを選択し、環境に配慮した暮らしをする生活者が大きな役割を果たします。低炭素社会の構成員は私たち一人ひとりであり、一人ひとりの努力が求められています。

第7節 地域のつながり、協働

(1) 地域のつながり

近年、地域の近隣関係によるつながりは総じて浅いといえます。平成19年度の国民生活白書で、隣近所に住む人々との行き来について尋ねた結果を見ると、「ほとんど行き来していない」が31.9%、「あてはまる人がいない」が7.9%と、合わせて4割程度の人が近隣と行き来していません。

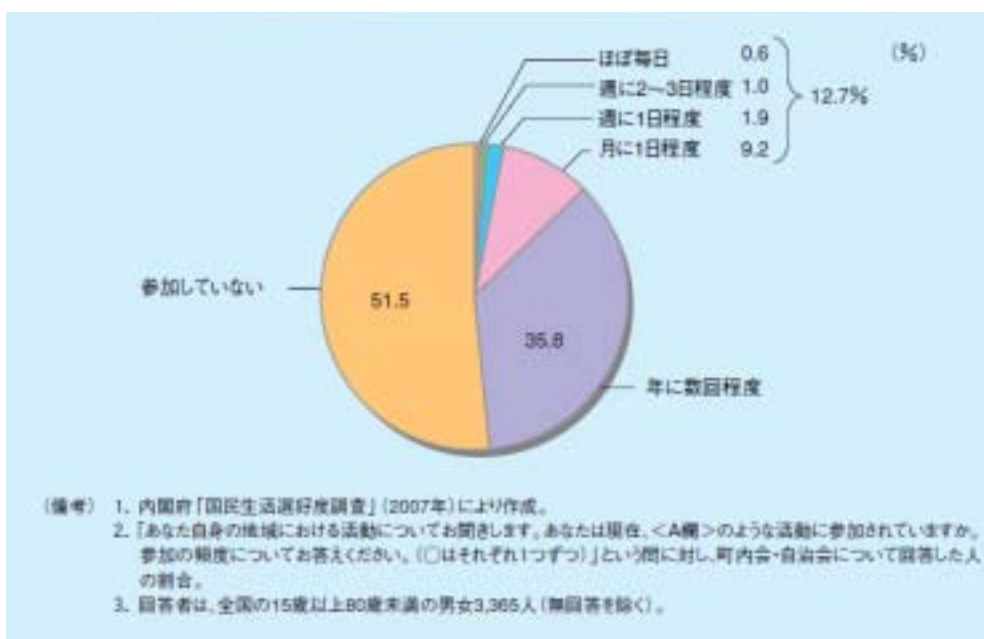
<近隣住民との行き来の程度>



資料：平成19年版 国民生活白書

町内会・自治会への参加の頻度から、エリア型地域活動によるつながりの程度を見ると、町内会・自治会の活動に「参加していない」が51.5%と半数を占めています。また、「月に1日程度」以上の参加も12.7%にとどまっており、エリア型地域活動によるつながりを持つ人は少ないといえます。

<町内会・自治会への参加頻度>



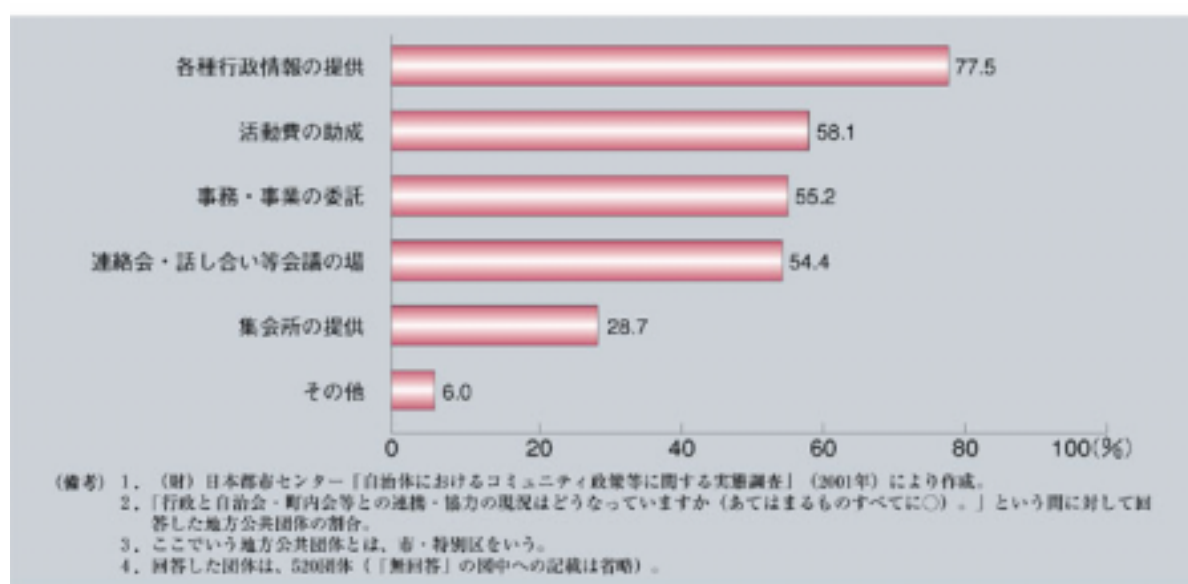
資料：平成19年版 国民生活白書

続いて、テーマ型地域活動としては、ボランティア・NPO・市民活動やスポーツ・趣味・娯楽活動などが挙げられます。そしてその活動分野を、NPOを例にとって見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「環境の保全を図る活動」など、エリア型地域活動と同様、多岐にわたっておりますが、NPOなどのボランティア・市民活動への参加の頻度は少ないといえます。

(2) 住民と地方公共団体との協働

町内会・自治会と地方公共団体との協働の形態について、全国の市・区に尋ねたアンケート調査(平成16年度国民生活白書)によると、回答した地方公共団体の5割以上が町内会・自治会に対して行政情報の提供や事務・事業の委託を行っています。

<町内会・自治会と地方公共団体との協働の形態>



資料：平成16年版 国民生活白書

町内会・自治会の今後のあり方について見ると「自主的な活動を中心としつつ、市・区とのパートナーシップを確立すべきである」と回答した地方公共団体の割合が90.4%と圧倒的に高く、町内会・自治会の自主的な活動を尊重しつつ、協働を推進していくという地方公共団体側の意向があることが分かります((財)日本都市センター「自治体におけるコミュニティ政策等に関する実態調査」(2001年))。

(3) NPOと地方公共団体との協働

近年NPOによる地域の活動は年々活発化してきており、地方公共団体がNPOと協働事業を展開する動きが見られます。NPOとの協働事業について、市区町村については約7割が協働事業を実施していると回答しており、協働事業がかなり普及していることが分かります(内閣府「コミュニティ再興に向けた協働のあり方に関するアンケート」(2004年))。

NPOと地方公共団体との協働の形態は事業委託が多く、地方公共団体がNPOに委託した事業の種類を見ると、「イベントの実施」と回答した地方公共団体の割合が高いといえます。さらに、市区町村では「自治体の施設の運営」、「介護・家事援助などのサービス提供」の割合が高く、市

区町村ではより地域に密着したサービスをそれぞれ委託する傾向があることが分かります。

また協働事業をより良くするために地方公共団体がNPOに求めることとしては、「団体の組織運営能力の向上」や「専門知識やノウハウの蓄積」など事業実施能力を求める割合が高い傾向があります。これは市区町村の協働事業で地域密着型のものが多いことから質の高いサービスを提供するために人材育成を重要視するためと考えられます。今後NPOが地方公共団体と対等の立場でパートナーシップを築くためには、NPOによる事業実施能力の向上や人材育成が重要であり、地方公共団体側がNPOに協働事業を実践する機会を提供することも事業実施能力の向上のために求められます。

第8節 安心・安全の確保

(1) 地震の脅威

静岡県や愛知県など1都7県に大きな被害を及ぼすおそれがあると指摘されている「東海地震」は、発生の可能性が高いと言われており、その物的被害や経済的被害は大きいと想定されています。また、「東南海・南海地震」は、今後30年間に発生する可能性が高く、その被害想定はさらに大きく、経済的被害も「東海地震」を超える被害が予測されています。

わが国においては、上記の大地震のほかにも、平成7年の阪神・淡路大震災に代表されるように、大きな被害をもたらす地震が全国どこでも起こる可能性があります。平成7年の阪神・淡路大震災では、全半壊した建築物が約25万棟にも及び、死者の8割以上が建築物の倒壊等によるものであったことから、建築物の耐震化の必要性が強く認識されました。特に、災害応急対策の実施拠点となる庁舎、消防署等や避難所となる学校等の施設も被害を受け、災害応急対策の実施に多大な影響が生じたことから、これら防災拠点となる公共施設等の耐震化は、早急に取り組むべき重要な課題となっています。

(2) 地域における備えの必要性

防災体制の強化については、消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であるだけでなく、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要です。また、広域的な応援態勢の確立にはさらに時間を要する場合も考えられます。このような状況下では、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠です。

(3) 耐震化に向けて

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては、一般の建築物のみならず、消防署や学校等の施設、水道施設等のライフラインも被害を受けました。そこで、地震等の大規模な災害が発生した場合においても、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により、以下の耐震化を推進することが求められています。

避難所となる公共・公用施設（学校や体育館、コミュニティセンターなど）

災害対策の拠点となる公共・公用施設（都道府県、市町村の庁舎や消防署など）

不特定多数の住民が利用する公共施設（文化施設やスポーツ施設、道路橋りょう、交通安全施設、福祉施設など）

(4) 犯罪

刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多の369万3,928件を記録しましたが、平成15年に減少に転じ、平成18年も前年より減少となりました。認知件数は、戦後を通じて見れば、なお相当高い水準にあります。今後は、地域住民、行政などが連携し、住民の自主防犯活動やボランティア活動を強化し、地域社会の治安を維持することが求められています。

第9節 地方分権の進展

(1) 国の流れ

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するために、地方分権改革推進法が平成19年に施行されました。

これまで「地方にできることは地方に」という方針の下、推し進められてきた三位一体の改革について、国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債の改革等を行う結果となりましたが、地方分権に向けた改革に終わりはないとされています。これまでの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組みを行っていくことが必要であると言われてしています。

(2) 神奈川県取組み

このような流れを受け、神奈川県では、平成19年7月に策定した「地域主権実現のための基本方針」に基づき、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という地域主権型社会の実現に向けた取組みを進めています。

○地域主権実現のための基本方針：

神奈川県は、これまでの地方分権改革の取組みの成果と課題、地方自治体を取りまく環境の変化等を踏まえて、本県の取組みを一層前進させるため、平成19年度から22年度末までの4年間を期間とする以下のような基本方針を策定しています。

<地域主権実現のための基本方針>

「地域主権実現のための基本方針」の概要

「地域主権実現のための中期方針」(H16.3～H19.3)

- 地方自治体とりまく環境の変化
- ・全国的な市町村合併の進展
 - ・道州制議論の活発化
 - ・地方税制財政制度改革
 - ・地方分権改革推進法の施行等

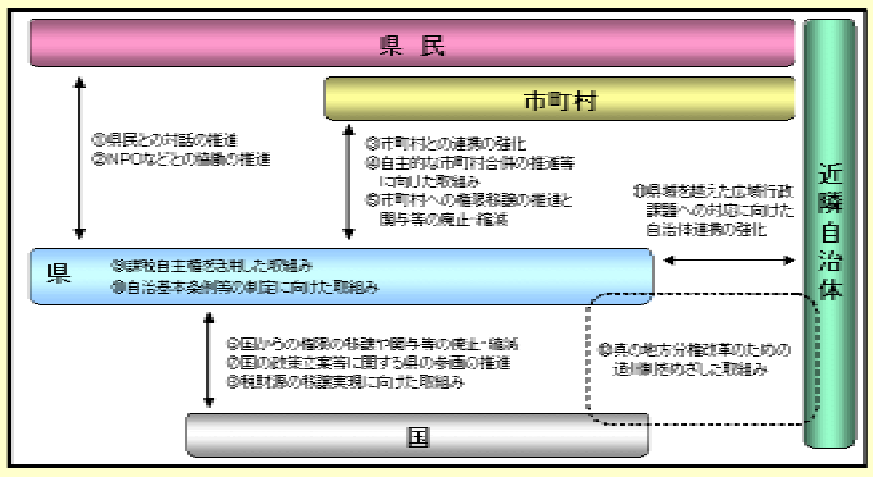
地域主権実現のための基本方針

●個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その発展・権限と責任も自らが持つ、「地域主権型社会」をめざすことが必要

<地域主権型社会実現に向けての県の役割>

- ・国や市町村との役割分担の適正化を図る
- ・県政への県民参加の推進などを図る
- ・市町村が総合的かつ自立性の高い行政主体となるよう支援する
- ・市町村の競争に応じた広域自治体としての役割を果たす

- 4つの課題方針
- 1 県民主体の県政の推進
 - 2 基礎自治体である市町村の行政機能、財政基盤の強化に向けた支援
 - 3 広域自治体としての県の機能の強化・強化
 - 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み



地域主権の実現

資料：神奈川県ホームページ

一方、道州制 1の議論も進んでおります。道州制導入のメリットとしては「区域が広がることにより、行政対象を幅広くカバーできること」、「国の縦割りではなく、総合的な行政機関である道州が担うことにより、施策分野間の横断的な対応が可能となること」、「国ではなく、地方自治体である道州が担うことにより、地域の実情を反映した施策展開が可能になること」などが挙げられており、今後もその導入について検討が進められることが予測されます。

1：現在の都道府県に代えて、より大きな規模の『道州』を新たに置くことにより、現在、国が行っている仕事のうち、国でないとできない仕事（外交、防衛など）を除き、基本的に『道州』と市町村で担っていくかたちにするもの

第10節 教育環境の変化と教育改革

(1) 教育をめぐる環境の変化

これまでに、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族の在り方など、わが国の教育をめぐる状況が大きく変化し、また子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が明らかになっています。教育の現状に目を向けると、教育に対する信頼が揺らぎ、いくつもの大きな課題に直面している状況が見受けられます。さらに、子どもたちの学ぶ意欲の低下なども懸念されています。また、社会全体の規範意識の低下、家族や地域についての価値観の変化などが子どもの健やかな成長に影響を与えています。このような状況を踏まえた上で、21世紀を切り拓ひらく人材の育成に向けた教育改革が求められています。

(2) 教育に関する理念

平成18年には、これまでの教育基本法を全面改正する新しい教育基本法が成立しました。これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ、公共の精神など、日本人が持っていた「規範意識」を大切にすることや、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重することなど、極めて重要と考えられる理念を明確にしたものです。

<教育改革の推進>

- (1) 確かな学力の向上
 - 学習指導要領の改訂
 - 全国学力・学習状況調査の実施
- (2) 豊かな心の育成
 - いじめ問題への対応
 - 道徳教育、体験活動の推進
- (3) 優秀な教員の確保
 - 教員免許更新制度の円滑な実施
 - 指導が不適切な教員に対する人事管理システムの厳格化
- (4) 教育委員会及び学校の組織運営体制の強化
 - 教育委員会の充実
 - 副校長等の学校における新しい職の設置
 - 安全・安心な教育環境の実現
- (5) 大学教育の強化
 - 国際的な高等教育の質保証
 - 世界的な卓越した教育研究拠点の形成
 - 地域の振興に資する大学教育
 - 学士課程(学部)教育の質の向上
 - 地域医療等を担う医師の養成

資料：平成19年版文部科学白書

文部科学省では、これからの子どもたちに必要な知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」などの「生きる力」をはぐくむ教育をめざしています。この理念を実現するための具体的な手立てを確立するために学習指導要領を見直すことが求められています。

(3) 生涯学習の必要性

国際化、情報化、科学技術の急速な進展のほか、少子高齢化など社会が激しく変化している今日、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を実現することの必要性が増大しています。

第11節 社会経済動向の分析のまとめ

①高齢化・少子化の進展

総人口の減少、高齢者人口の増加
少子化による労働力人口の減少、経済のマイナス
少子高齢化による年金、医療、介護費の増大
社会保障制度の見直しの必要性の増加

⑥情報化の進展

情報化通信技術の役割の増大
ユビキタスネットワークの進展
ネットワークによる経済生産性の高まり、新しい付加価値の提供
情報通信の普及によるグローバル化の加速

②地方分権の進展

地方分権改革推進法の施行
神奈川県「地域主権実現のための基本方針」に基づく地域主権型社会の実現
住民主体、市町村の行政機能、財政基盤の強化
道州制に向けた議論の活発化

⑦低炭素社会に向けた変化

低炭素社会の構築の必要性の増大
家庭における二酸化炭素排出量の増加
経済的手法を活用した制度の創設・進展
エネルギー資源を大切にする暮らしの重要性の高まり

③教育環境の変化と教育改革

教育に対する信頼の揺らぎ
子ども達の学ぶ意欲の低下
家族や地域の価値観の変化
新しい教育基本法の成立
確かな学力、豊かな人間性、「生きる力」をはぐくむ教育
生涯学習の必要性の増大

⑧地域のつながり、協働

地域のつながりの希薄化
住民と地方公共団体との協働の増加
NPO と地方公共団体との協働の増加

④安心・安全の確保

地震の脅威の増大
地震における備えの必要性の増大
耐震化に向けた取組みの増加
地域における備えの必要性の増大
地域社会の治安の維持に対する取組みの重要性の高まり

⑨国際化の進展

経済のグローバル化、資源配分の効率化と生産性の上昇
グローバル化によるリスクの増加：金融・資本市場の動揺による実体経済への波及、資源・食料価格の国際的な高騰
新興国の寄与の増加
外国人労働者の増加

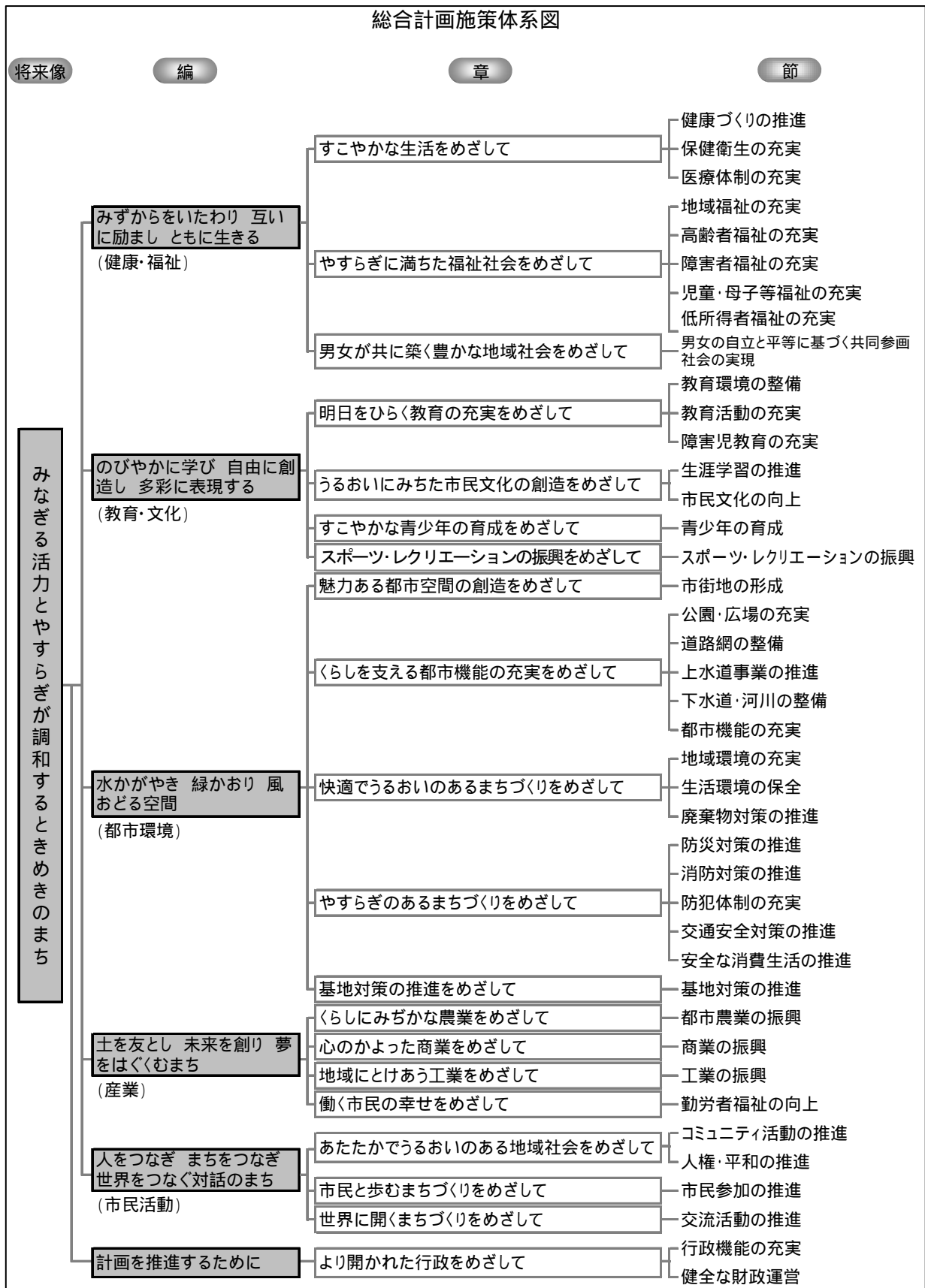
⑤経済、雇用の変化

中小企業の業績悪化、倒産件数増加
非正規雇用者の増加
有効求人倍率の低下

第2章 総合計画の進捗状況

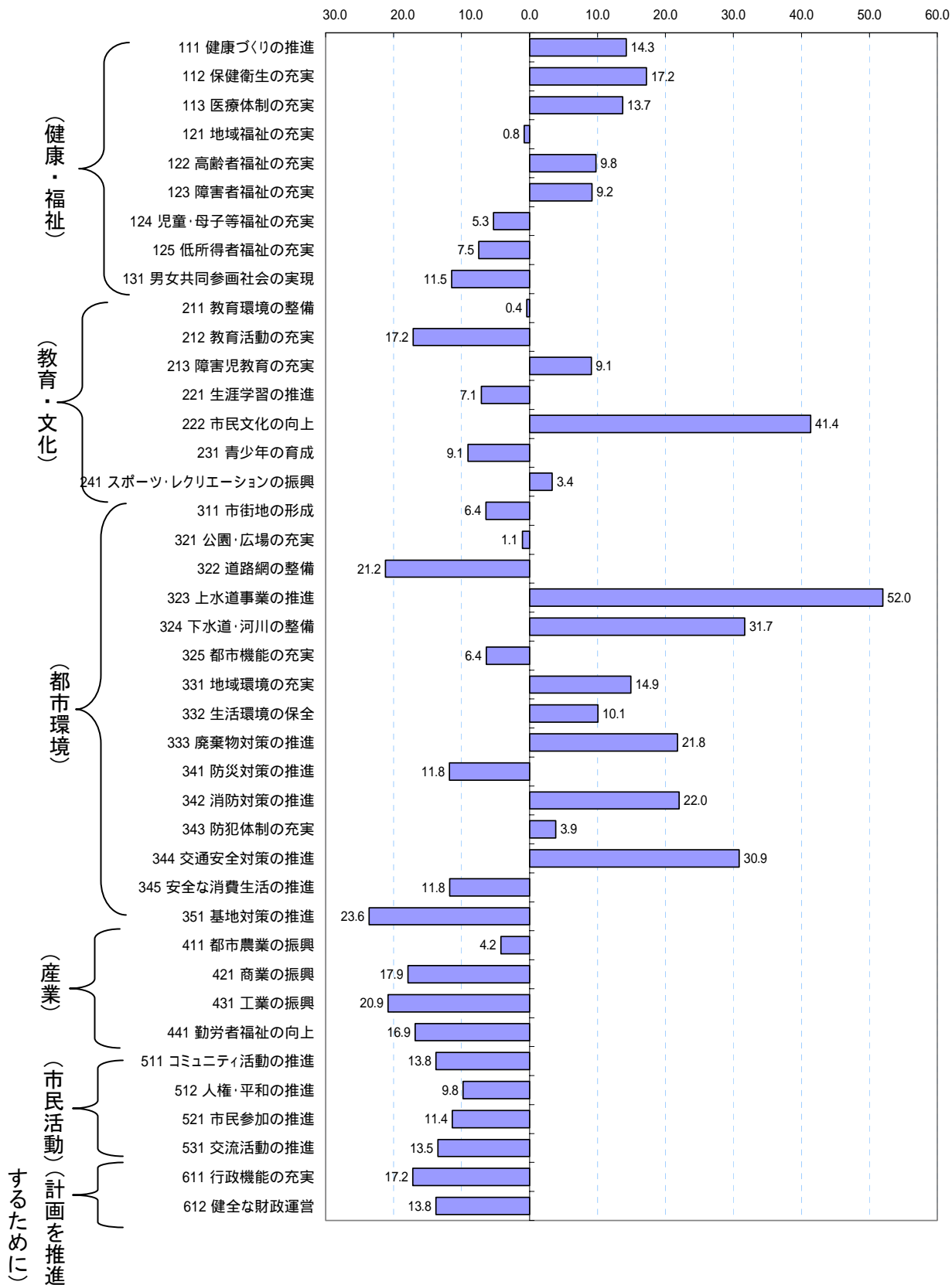
第1節 市民満足度

(1) 現計画の施策体系

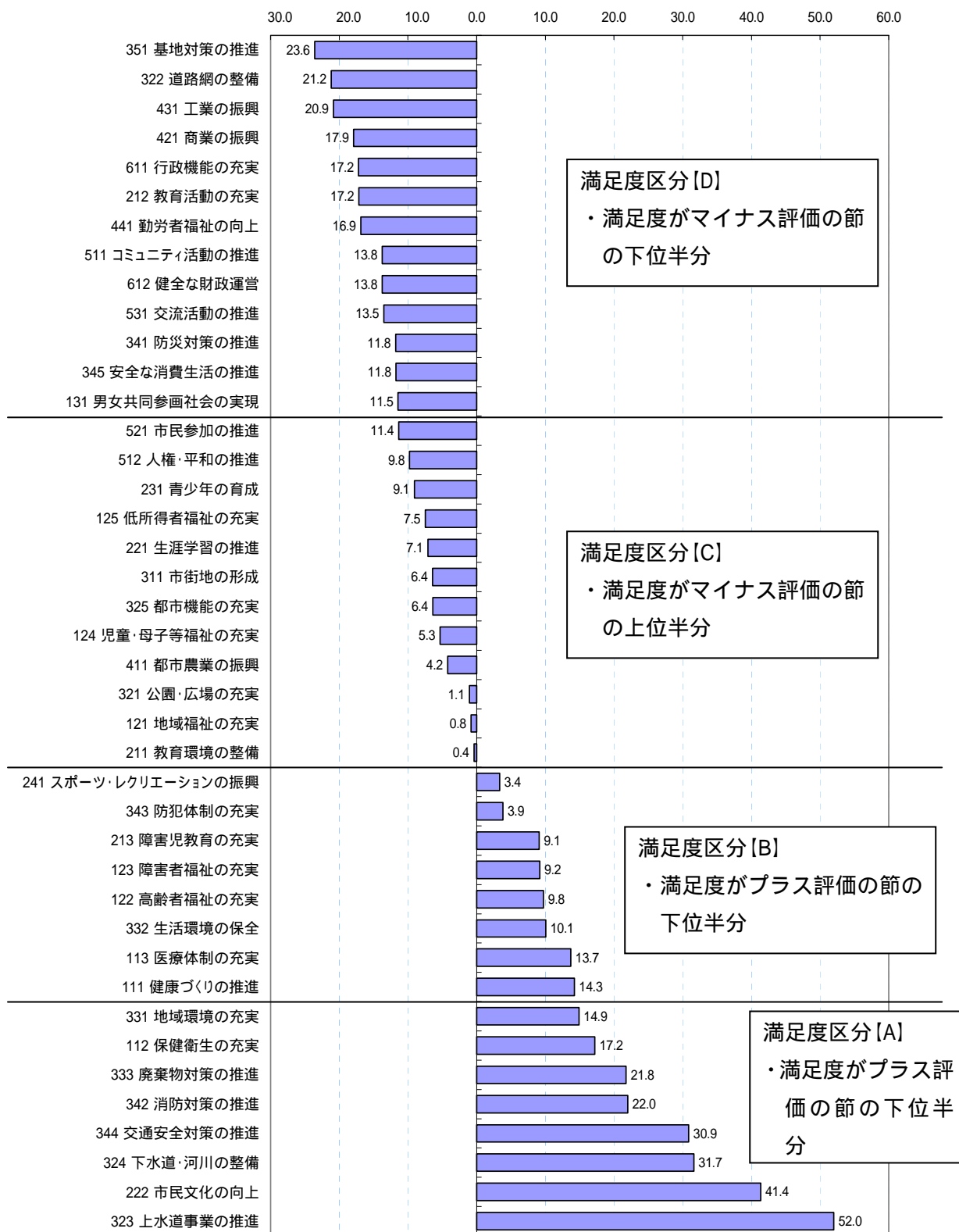


(2) 「節」に関する市民満足度

- ・平成20年まちづくりのための市民アンケート調査から「節」に対する「満足度」を示します。
- ・「産業」「市民活動」「計画を推進するために」については全ての節についてマイナス評価となっています。一方で「都市環境」については概ね満足度が高くなっています。「健康・福祉」「教育・文化」については評価にばらつきがあります。



- ・次期総合計画における施策の優先順位を検討するための基礎資料として、満足度を下図のように4区分に再整理しました。
- ・満足度区分がDに分類される節については、次期総合計画において重点的に取り組むことが必要であると考えられます。



第2節 施策評価結果

(1) 「節」に関する達成度

- ・平成19年度施策評価書及び平成20年度まちづくりのための市民アンケート調査報告書を基礎情報として、施策に設定されている「指標の目標達成度」を整理しました。
- ・「指標の達成度」は施策評価結果であり、指標ごとの目標達成度です。なお、アンケート項目に基づいた指標については、平成20年度まちづくりのための市民アンケート調査報告書で示されている“いさま”まちづくり指標の調査結果を反映しています。
- ・本調査では、「節」に関する達成度の目安として、「節の達成度」を設定しました。

<節の達成度の設定の考え方>

- ・「節の達成度」は、指標ごとの目標達成度を平均する考え方で設定しています。例えば、1つの節の指標が「順調」と「停滞」であった場合には「もう一步」と設定しています。また、「順調」、「もう一步」のように、中間的なランクがない場合には、低いランクを採用し、「もう一步」としています。

①みずからをいたわり 互いに励まし ともに生きる（健康・福祉）

- ・「111 健康づくりの推進」「113 医療体制の充実」「122 高齢者福祉の充実」が 後退となっています。
- ・「112 保健衛生の充実」「123 障害者福祉の充実」「124 児童・母子等の福祉の充実」「131 男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」が 停滞となっています。
- ・ 後退、 停滞と評価された節は、全体の約75%です。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
1	111 健康づくりの推進	運動習慣を持つ市民の割合	停滞	後退
		生活習慣病による死亡割合	後退	
2	112 保健衛生の充実	感染症対策の認知度	後退	停滞
		予防接種法による予防接種の接種割合	順調	
3	113 医療体制の充実	休日の救急医療体制に不便を感じたことのある市民の割合	後退	後退
4	121 地域福祉の充実	福祉ボランティア登録者数	順調	順調
		ほほえみサービスの利用時間数	-	
5	122 高齢者福祉の充実	65歳以上の平均自立期間(健康余命)男	後退	後退
		65歳以上の平均自立期間(健康余命)女	後退	
6	123 障害者福祉の充実	民間企業障害者雇用達成率	停滞	停滞
		障害福祉計画の達成度(平成19年度新規設定指標)	もう一步	
7	124 児童・母子等福祉の充実	保育所の待機児童数(4月1日現在)	停滞	停滞
8	125 低所得者福祉の充実	生活保護世帯の経済的自立件数	もう一步	もう一步
9	131 男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現	各審議会・協議会等の女性委員の割合	停滞	停滞

ハッチがついている指標は、市民アンケート調査報告書の値を用いて補足

②のびやかに学び、自由に創造し、多彩に表現する（教育・文化）

- ・「211 生涯学習の推進」「222 市民文化の向上」「241 スポーツ・レクリエーションの振興」が停滞となっています。
- ・ 後退、 停滞と評価された節は、全体の約 42%です。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
10	211 教育環境の整備	小中学校施設の耐震化率	順調	順調
11	212 教育活動の充実	地域の人材活用実績	順調	順調
12	213 障害児教育の充実			
13	221 生涯学習の推進	過去1年間に何らかの生涯学習活動をしたことがある市民の割合	後退	停滞
		公民館・地区文化センターの講座受講者数	停滞	
		図書館貸出利用者数	もう一步	
		生涯学習フェスティバルの参加者数	順調	
14	222 市民文化の向上	何らかの芸術文化活動を行っている市民の割合	後退	停滞
		芸術祭の参加者数	順調	
		市民文化会館の利用者数	もう一步	
15	231 青少年の育成	過去1年間に何らかの青少年育成活動に関わったことのある市民の割合	もう一步	順調
		青少年育成事業の参加者等の数	順調	
		愛のバトロールによる声かけ件数	順調	
16	241 スポーツ・レクリエーションの振興	市民体育館及び市スポーツ施設利用者数	もう一步	停滞
		気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会が増えていると思う市民の割合(19年度新規設定指標)	-	
		運動習慣を持つ市民の割合(再掲)	停滞	

ハッチがついている指標は、市民アンケート調査報告書の値を用いて補足

③水がかがやき 緑かおり 風おどる空間（都市環境）

- ・「311 市街地の形成」「321 公園・広場の充実」「324 下水道・河川の整備」「331 地域環境の充実」「332 生活環境の保全」「345 安全な消費生活」が 停滞となっています。
- ・ 後退、 停滞と評価された節は、全体の約 40%です。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
17	311 市街地の形成	街並みが美しいと感じる市民の割合	停滞	停滞
		地区計画の策定数	停滞	
18	321 公園・広場の充実	市民一人当たり都市公園面積	停滞	停滞
19	322 道路網の整備	交通安全総点検による改善計画実施率	順調	順調
20	323 上水道事業の推進	経常収支比率(水道事業)	順調	順調
21	324 下水道・河川の整備	市街化区域の公共下水道(汚水)整備率	順調	停滞
		市街化区域の公共下水道(汚水)接続率(人口)	もう一步	
		公共下水道使用料収納率(19年度新規設定指標)	後退	
22	325 都市機能の充実	都市計画道路整備率	もう一步	もう一步
23	331 地域環境の充実	都市計画区域の緑地率	停滞	停滞
24	332 生活環境の保全	河川の汚染度(BOD=生物学的酸素要求量)目久尻川(最下流)	順調	停滞
		河川の汚染度(BOD=生物学的酸素要求量)鳩川(最下流)	後退	
25	333 廃棄物対策の推進	市民一人当たりの可燃ごみ排出量	順調	もう一步
		意識的にごみを減らそうとしている人の割合	停滞	
26	341 防災対策の推進	防災資機材整備率	順調	順調
		自主防災組織の組織率	順調	
27	342 消防対策の推進	救急救命士数	もう一步	もう一步
28	343 防犯体制の充実	刑法犯罪発生件数	もう一步	もう一步
29	344 交通安全対策の推進	交通事故発生件数	順調	順調
		放置自転車撤去台数	順調	
30	345 安全な消費生活の推進	消費生活相談件数	もう一步	停滞
		クーリングオフ制度を知っている市民の割合	後退	
31	351 基地対策の推進	NLP実施日数	もう一步	もう一步

ハッチがついている指標は、市民アンケート調査報告書の値を用いて補足

④土を友とし 未来を創り 夢をはぐくむまち（産業）

- ・「431 工業の振興」が 後退となっています。
- ・「421 商業の振興」については、 停滞となっています。
- ・ 後退、 停滞と評価された節は、全体の約 50%です。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
32	411 都市農業の振興	農用地の利用集積面積	順調	順調
33	421 商業の振興	地元商店街に魅力を感じる市民の割合	停滞	停滞
34	431 工業の振興	製造品出荷額等	後退	後退
35	441 勤労者福祉の向上			

ハッチがついている指標は、市民アンケート調査報告書の値を用いて補足

⑤人をつなぎ まちをつなぎ 世界をつなぐ対話のまち（市民活動）

- ・「511 コミュニティ活動の推進」が 後退となっています。
- ・「512 人権・平和の推進」「531 交流活動の推進」が 停滞となっています。
- ・ 後退、 停滞と評価された節は、全体の約 75%です。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
36	511 コミュニティ活動の推進	コミュニティセンターの利用者数(1館当り、月平均)	後退	後退
37	512 人権・平和の推進	人権について考えたことがある市民の割合	後退	停滞
		人権講習会の参加者数	順調	
38	521 市民参加の推進	市民公募制を導入している審議会等の数	もう一步	もう一步
		市ホームページアクセス件数	もう一步	
		一年間に市が実施する事業に参加したことのある市民の割合	停滞	
39	531 交流活動の推進	国際交流事業への参加者数	停滞	停滞

ハッチがついている指標は、市民アンケート調査報告書の値を用いて補足

⑥計画を推進するために

- ・ 順調に目標を達成できており、 停滞、 後退と評価されたものはありません。

No	節	指標項目	指標の達成度	節の達成度
40	611 行政機能の充実	対応済み改革改善項目率	順調	順調
41	612 健全な財政運営	市民一人当たりの市債残高(一般会計)	もう一步	もう一步

(2) 「節」に関する市民満足度及び達成度

■①順調及び②もう一步の節

達成度が①順調である施策	10 施策 (24%)
達成度が②もう一步である施策	8 施策 (20%)

- ・達成度が「順調」である 10 節の市民満足度区分をみると、8 割の 8 節がマイナス評価となっています。また、「もう一步」である 8 節についても、約 6 割の 5 節がマイナス評価となっています。
- ・これは指標の目標値が市民ニーズと比べ低かったため、目標を達成しても市民満足につながらなかったと考えられます。
- ・市民満足度区分が D となっている「341 防災対策の推進」「212 教育活動の充実」「611 行政機能の充実」「322 道路網の整備」「345 安全な食生活の推進」「612 健全な財政運営」「351 基地対策の推進」「612 健全な財政運営」「351 基地対策の推進」については、一層の取り組みが必要であるとともに、適切な目標設定が必要であると考えられます。

No	節	節の達成度	市民満足度 (値)	市民満足度 区分
20	323 上水道事業の推進	順調	52	A
29	344 交通安全対策の推進	順調	30.85	A
10	211 教育環境の整備	順調	-0.4	C
4	121 地域福祉の充実	順調	-0.8	C
32	411 都市農業の振興	順調	-4.2	C
15	231 青少年の育成	順調	-9.05	C
26	341 防災対策の推進	順調	-11.8	D
11	212 教育活動の充実	順調	-17.15	D
40	611 行政機能の充実	順調	-17.2	D
19	322 道路網の整備	順調	-21.2	D
27	342 消防対策の推進	もう一步	22	A
25	333 廃棄物対策の推進	もう一步	21.75	A
28	343 防犯体制の充実	もう一步	3.85	B
22	325 都市機能の充実	もう一步	-6.35	C
8	125 低所得者福祉の充実	もう一步	-7.5	C
38	521 市民参加の推進	もう一步	-11.35	C
41	612 健全な財政運営	もう一步	-13.75	D
31	351 基地対策の推進	もう一步	-23.6	D

■③停滞及び④後退の節

達成度が③停滞である施策	16 施策 (39%)
達成度が④後退である施策	5 施策 (12%)

- ・達成度が「停滞」である 16 節の市民満足度区分をみると、約 6 割の 9 節がマイナス評価となっています。達成度が「停滞」で市民満足度がマイナス評価となっている「321 公園・広場の充実」「124 児童・母子等福祉の充実」「311 市街地の形成」「221 生涯学習の推進」「512 人権・平和の推進」「131 男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現」「345 安全な消費生活の推進」「531 交流活動の推進」「商業の振興」については、一層の取り組みが求められていると考えられます。
- ・達成度が「後退」である 5 節については、「511 コミュニティ活動の推進」「431 工業の振興」の 2 節がマイナス評価となっています。これらの施策については重点的な取り組みが求められていると考えられます。一方で 3 節がプラス評価となっています。これは指標の目標が市民ニーズと比べ高かったため、目標を達成できなくても市民満足につながったと考えられます。

No	節	節の達成度	市民満足度 (値)	市民満足度 区分
14	222 市民文化の向上	停滞	41.35	A
21	324 下水道・河川の整備	停滞	31.65	A
2	112 保健衛生の充実	停滞	17.2	A
23	331 地域環境の充実	停滞	14.9	A
24	332 生活環境の保全	停滞	10.05	B
6	123 障害者福祉の充実	停滞	9.2	B
16	241 スポーツ・レクリエーションの振興	停滞	3.35	B
18	321 公園・広場の充実	停滞	-1.05	C
7	124 児童・母子等福祉の充実	停滞	-5.3	C
17	311 市街地の形成	停滞	-6.4	C
13	221 生涯学習の推進	停滞	-7.1	C
37	512 人権・平和の推進	停滞	-9.8	C
9	131 男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現	停滞	-11.45	D
30	345 安全な消費生活の推進	停滞	-11.75	D
39	531 交流活動の推進	停滞	-13.5	D
33	421 商業の振興	停滞	-17.9	D
1	111 健康づくりの推進	後退	14.25	B
3	113 医療体制の充実	後退	13.7	B
5	122 高齢者福祉の充実	後退	9.75	B
36	511 コミュニティ活動の推進	後退	-13.75	D
34	431 工業の振興	後退	-20.85	D
12	213 障害児教育の充実		9.1	B
35	441 勤労者福祉の向上		-16.85	D

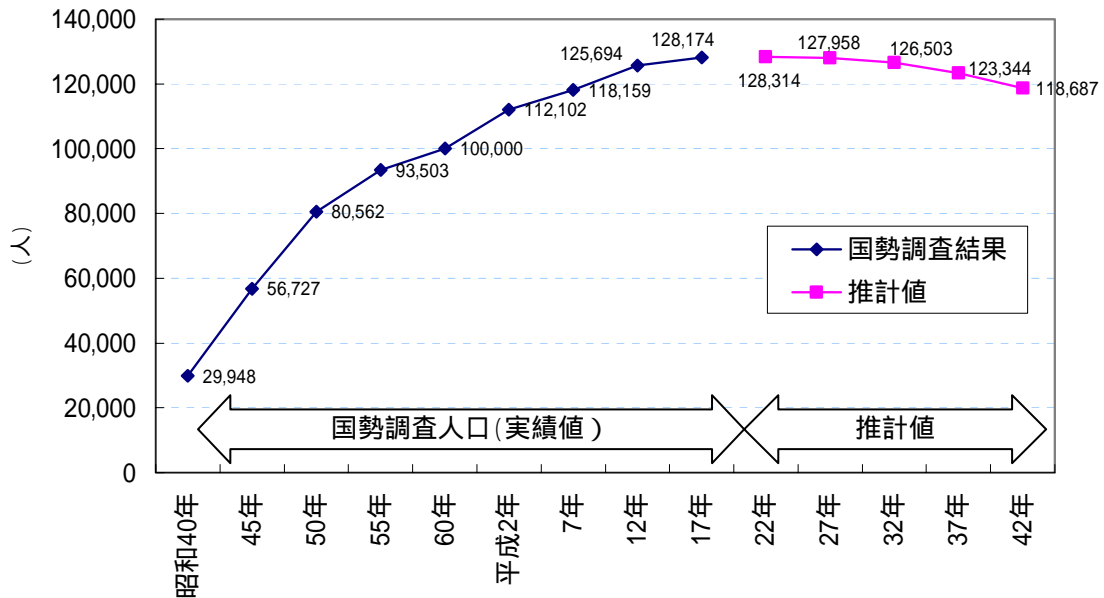
第3章 基礎的調査（人口・土地利用）

第1節 人口

（1）人口

①人口の推移と将来推計

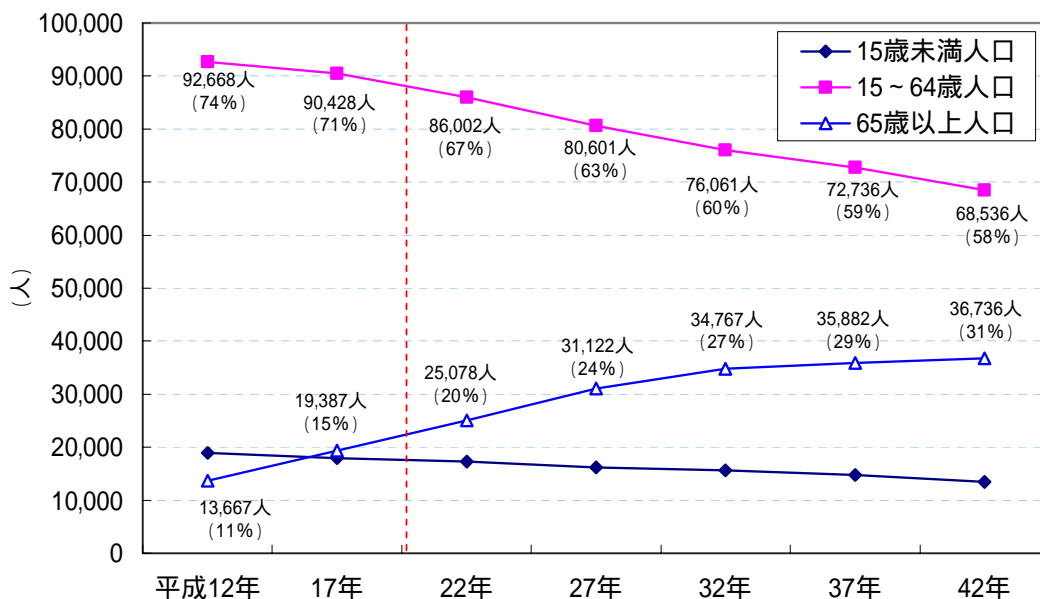
- ・座間市の人口は、一貫して増加を続けてきましたが、平成22年の128,314人がピークとなり、以降は人口減少へと転じることが予想されています。



資料：座間市企画財政部政策課

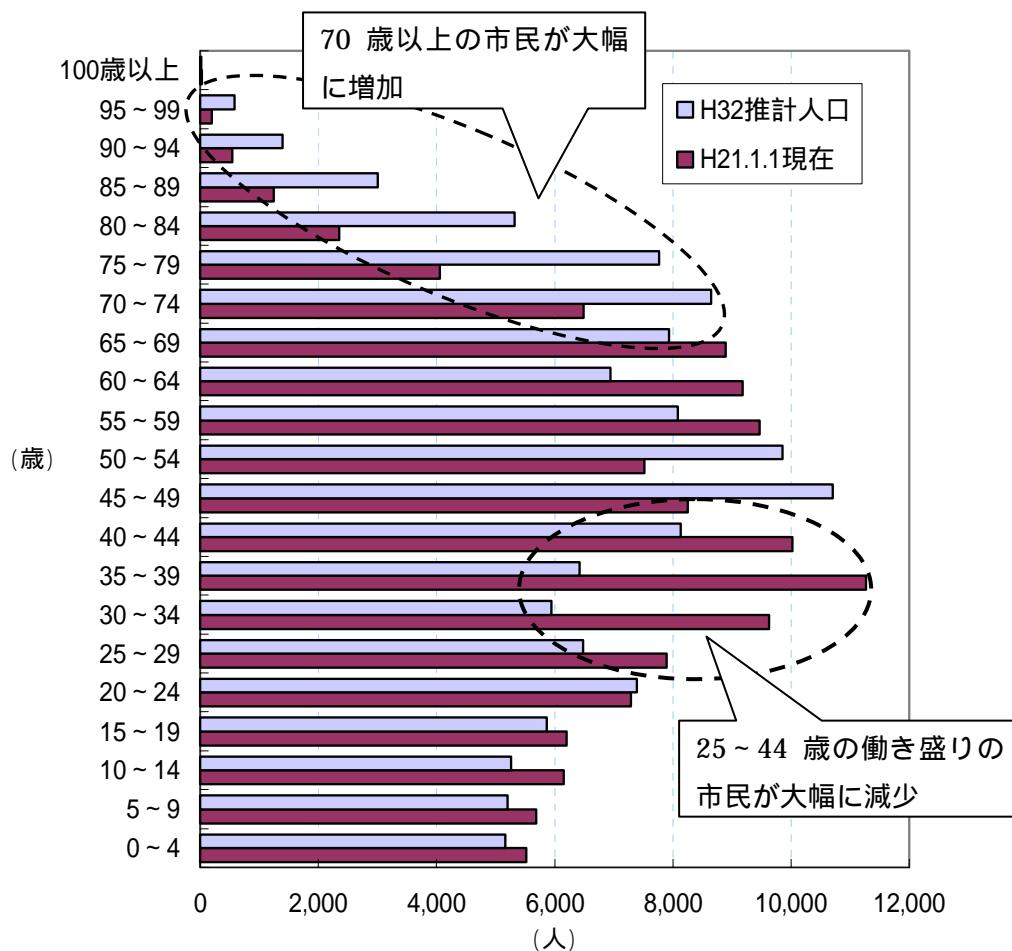
②年齢別（3区分）の将来推計

- ・平成17年から平成32年までは、概ね年1%ずつ65歳以上人口（老年人口）が増加し、平成32年には老年人口割合が27%にも達することが予想されています。
- ・65歳以上人口の増加に反比例し、15～64歳人口（生産年齢人口）は減少し続け、平成32年には約7.6万人、平成22年比で約1万人（12%）も減少すると予想されています。



資料：座間市企画財政部政策課

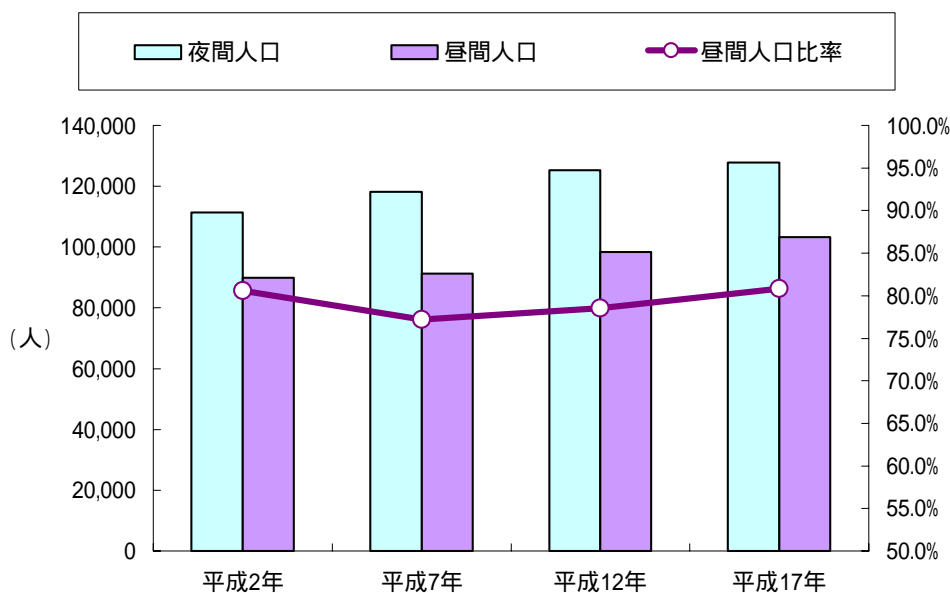
③5 歳階級別人口（平成 21 年と平成 32 年推計人口の比較）



資料：座間市企画財政部政策課

④昼間人口・夜間人口

・昼間人口 / 夜間人口の比である昼間人口比率が概ね 80%前後で推移しており、他の自治体への通勤及び通学者が多いといえます。



資料：国勢調査

⑤就業者・通学者の流出流入状況

■市民の通勤・通学先（流出状況）

- ・通勤または通学している市民のうち 66%が市外へ通勤・通学しています。
- ・主な市外の通勤・通学先は、横浜市、相模原市、厚木市、大和市等となっています。

	(総数)			構成比
		就業者	通学者	
座間市に常住する就業者・通学者	68,870	62,270	6,600	100%
市内で従業・通学	23,351	21,558	1,793	34%
市外で従業・通学	45,519	40,712	4,807	66%
横浜市	6,336	5,671	665	14%
川崎市	1,908	1,734	174	4%
藤沢市	1,105	945	160	2%
相模原市	5,715	5,131	584	13%
厚木市	4,499	4,230	269	10%
大和市	4,507	4,025	482	10%
海老名市	3,469	3,387	82	8%
綾瀬市	2,046	1,811	235	4%
県内その他	2,803	2,386	417	6%
町田市	2,390	1,958	432	5%
東京都(町田市除く)	10,170	8,927	1,243	22%
その他	571	507	64	1%
合計				100%

資料：平成 17 年国勢調査

■座間市へ通勤・通学している者の常住地（流入状況）

- ・座間市へ通勤・通学している者のうち、52%が市民であり、48%が市外に住んでいます。
- ・主な流入先は、相模原市、大和市、横浜市等となっています。

	(総数)			構成比
		就業者	通学者	
座間市で従業・通学する者	44,633	41,650	2,983	100%
市内に常住	23,351	21,558	1,793	52%
市外に常住	21,282	20,092	1,190	48%
横浜市	2,518	2,433	85	12%
川崎市	481	474	7	2%
藤沢市	564	539	25	3%
相模原市	5,641	5,519	122	27%
厚木市	1,401	1,321	80	7%
大和市	3,123	2,709	414	15%
海老名市	2,008	1,840	168	9%
綾瀬市	1,254	1,065	189	6%
県内その他	2,075	2,003	72	10%
町田市	923	921	2	4%
東京都(町田市除く)	973	963	10	5%
その他	321	305	16	2%
合計				100%

資料：平成 17 年国勢調査

課題

- ・今後は人口減少社会を前提としたまちづくりが求められます。
- ・特に、今後 10 年間程度で急速に進む高齢化に対応することが求められます。
- ・生産年齢人口が減少していく中で、さまざまな主体が地域を支える協働によるまちづくりの重要性が高まっています。
- ・座間市は典型的なベッドタウンとして発展してきましたが、今後は団塊世代の定年退職者が地域に戻ってくると想定されます。これらの方々々が地域活動等に参加しやすくする仕組みづくりが求められます。(高齢者分野)

第2節 土地利用

①都市計画区域

- ・座間市は、全市域(1,758ha)が都市計画区域に指定されています。
- ・このうち、市街化区域の面積は1,253ha、市街化を抑制する市街化調整区域の面積は505haであり、周辺自治体と比べ、市街化区域が占める割合が高い状況となっています。
- ・このため、大きな土地利用転換は想定できない状況にあります。

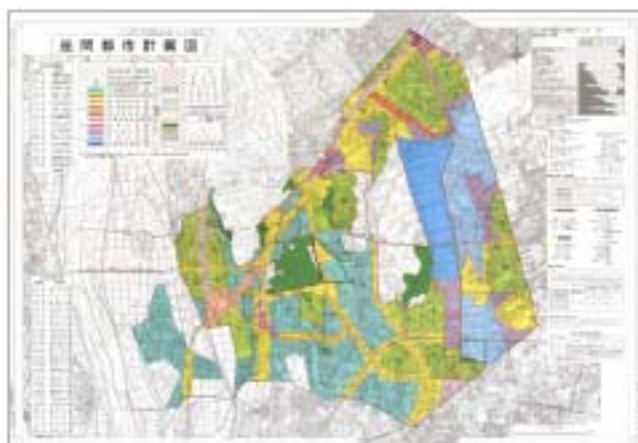
都市名	都市計画区域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	調整区域面積(ha)	市街化区域率(%)
座間市	1,758	1,253	505	71.3%
相模原市	11,030	6,740	4,290	61.1%
秦野市	10,361	2,437	7,924	23.5%
厚木市	9,383	3,103	6,280	33.1%
大和市	2,706	2,007	699	74.2%
伊勢原市	5,552	1,137	4,415	20.5%
海老名市	2,648	1,377	1,271	52.0%
綾瀬市	2,228	1,028	1,200	46.1%

資料：政策評価書（神奈川県土地統計資料集）

■用地地域（市街化区域の内訳）

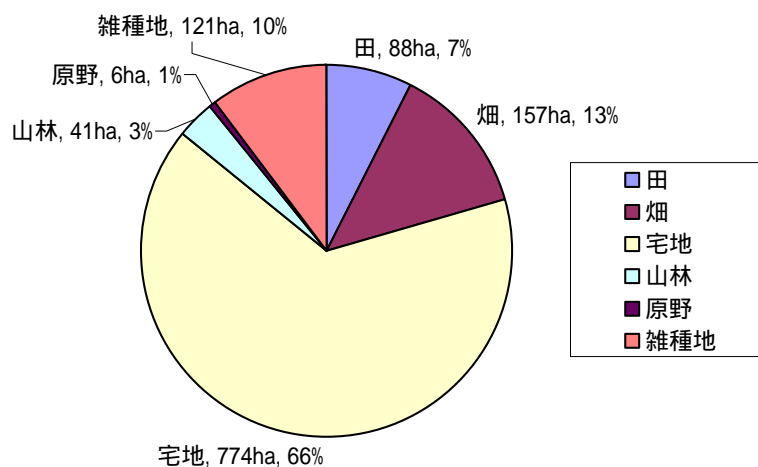
- ・用途地域の構成比は、住居系 73.1%(917.0ha)、商業系 4.3%(53.0ha)、工業系 22.6%(283.0ha)となっています。

区分	面積(ha)	割合
第一種低層住居専用地域	310	25%
第一種中高層住居専用地	301	24%
第一種住居地域	280	22%
第二種住居地域	16	1%
準住居地域	10	1%
近隣商業地域	41	3%
商業地域	12	1%
準工業地域	75	6%
工業地域	125	10%
工業専用地域	83	7%
計	1253	100%

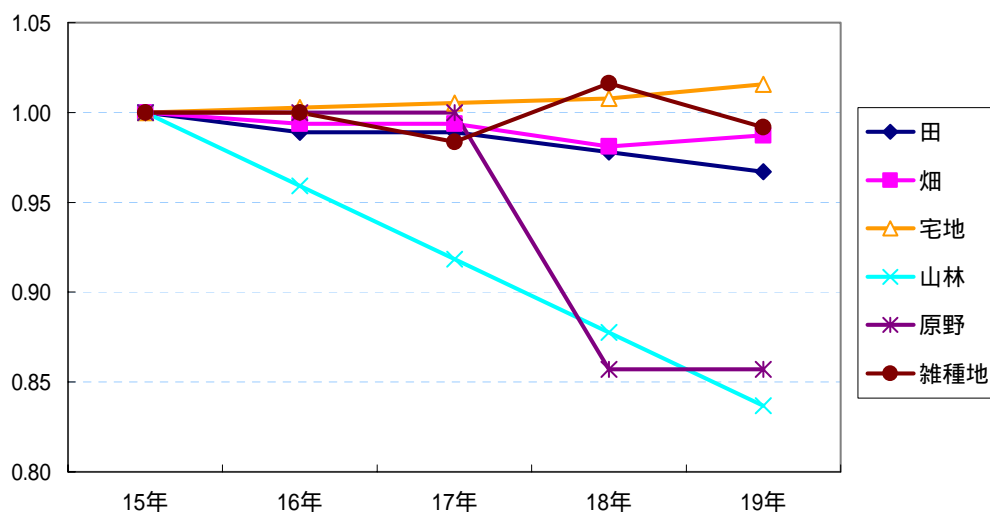


②土地利用の内訳（平成 19 年）と経年変化

- ・市域のうち宅地が 66%を占めています。
- ・経年変化をみると、宅地が増加し、畑、田、山林、原野は減少する傾向にあります。



資料：統計要覧



資料：統計要覧

■住居系の土地利用

- ・老朽化した工場跡地に集合住宅等が建築されるなど住工混在が進んでいます。
- ・現在設定されている工業専用地域や準工業地域は、実際の土地利用に対して過大となっています。
- ・今後さらに工業系用途地域においては、敷地の細分化や工場の転出等により住宅地への転用がさらに進むことが予想されます。
- ・工業関連地域の土地利用や今後の工業の方向性について見直す必要があります。

課題

- ・秩序ある土地利用の誘導により、良好な住環境や町の景観を維持することが求められています。

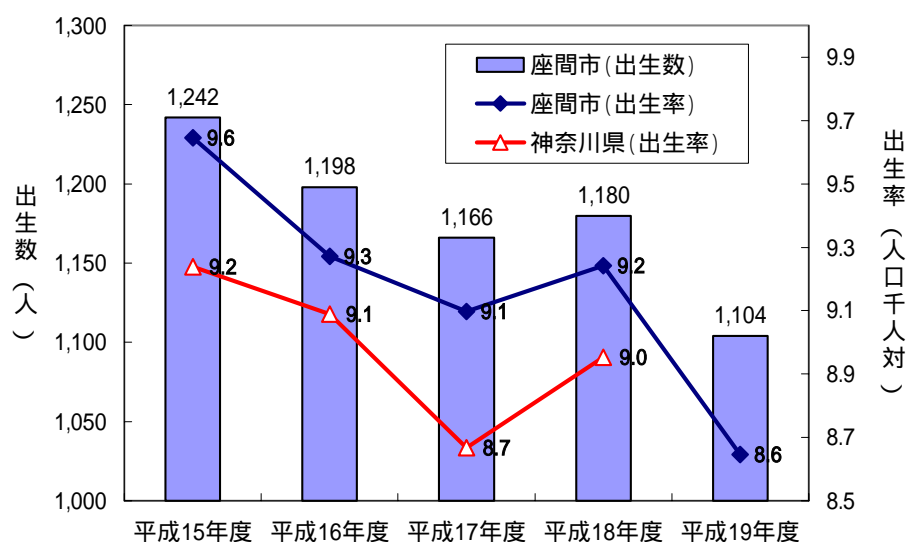
第4章 分野ごとの課題

第1節 健康・福祉分野

(1) 子育て

①出生数と出生率（人口千人に対する出生数の割合）

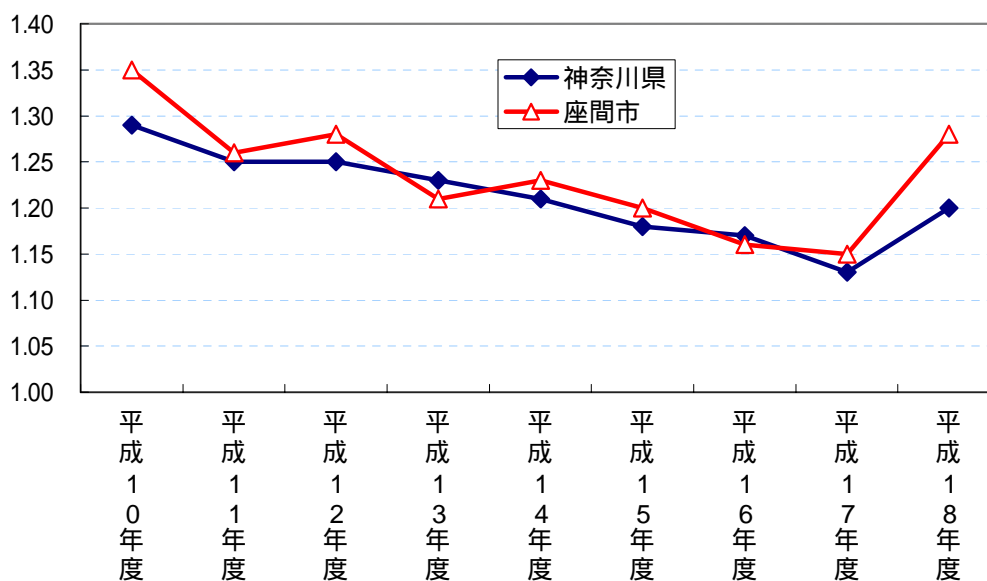
・県平均と比べると、座間市は出生率が若干高くなっています。平成18年度に一時的に上昇しましたが、平成19年度から減少に転じており、出生数及び出生率は、依然として減少傾向にあると考えられます。



資料：統計要覧、平成20年度保健福祉行政の概要（神奈川県）

②合計特殊出生率の推移

・女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）も出生数と同じ傾向であると考えられ、減少傾向にあると考えられます。



資料：神奈川県衛生統計年報

③待機児童数

- ・座間市には、市立 8 園、私立 9 園の保育所がありますが、待機児童数は減少傾向にあると考えられます。また、県内でも人口あたりの待機児童数が少ない自治体となっており、充実した保育環境となっています。
- ・一方で、平成 2 (1990) 年度と平成 18 (2006) 年度の児童福祉費を比較すると、15 億円から 36 億円に増加しており、16 年で 21 億円も増加しており、市財政への影響が大きくなってきています。

<人口千人あたり待機児童数>

郡市名	人口総数 (2005年)	保育所数 (2004年)	保育所数 /人口千 人ランク	保育所入 所待機児 童数 (2005年)	保育所入 所待機児 童数/人 口千人ラ ンク
横浜市	3,579,628	290	13	643	10
川崎市	1,327,011	115	9	597	3
横須賀市	426,178	35	12	96	8
平塚市	258,958	30	3	31	12
鎌倉市	171,158	15	8	29	11
藤沢市	396,014	34	11	41	13
小田原市	198,741	31	1	16	14
茅ヶ崎市	228,420	18	16	149	1
逗子市	58,033	5	10	3	16
相模原市	667,740	62	6	383	2
三浦市	49,861	4	15	0	17
秦野市	168,317	18	5	12	15
厚木市	222,403	17	17	0	17
大和市	221,220	12	19	46	9
伊勢原市	100,579	11	4	23	7
海老名市	123,764	10	14	32	6
座間市	128,174	18	2	37	5
南足柄市	44,134	4	7	0	17
綾瀬市	81,767	6	18	31	4

資料:政策評価書(統計で見る市町村のすがた)

<待機児童数>

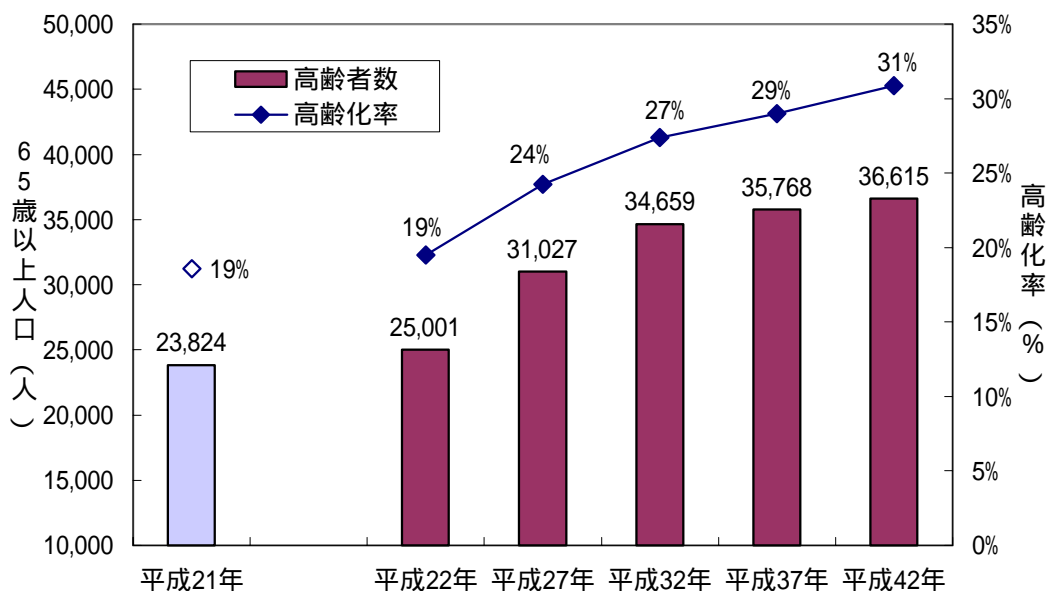
市町村名	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
座間市	42	40	37	36	21
相模原市	402	410	383	222	322
秦野市	102	32	12	19	13
厚木市	40	34	0	23	33
大和市	117	74	46	48	47
伊勢原市	27	25	23	12	18
海老名市	22	16	32	28	29
綾瀬市	50	71	31	34	32

資料:政策評価書(神奈川県土地統計資料集)

(2) 高齢社会対応

① 老年人口と高齢化率の推計

- ・ 老年人口（65歳以上人口）は、平成22年から平成27年の5年間で、約6千人増加することが予想されており、約2.5万人が約3.1万人に、高齢化率も19%から24%に急増することが予想されています。



資料：座間市企画財政部政策課

② 特別養護老人ホームの入所待機者数

- ・ 要介護度1～5の認定者がと特別養護老人ホームへの入所を待機している数は、2008年（平成20年）4月1日現在324人で、認定者に占める待機者数は11.9%となっています。神奈川県平均と比べ高い状況になっています。

県・県央都市	認定者数 (2008年4月 末現在)	特養ホーム 入所待機者数 (要介護度1～5) (2008年4月 1日現在)	待機割合 (%)
	a	b	b/a*100
神奈川県	245,604	21,339	8.7
相模原市	15,915	2,187	13.7
秦野市	4,072	479	11.8
厚木市	4,228	481	11.4
大和市	5,236	617	11.8
伊勢原市	2,558	324	12.7
海老名市	2,380	287	11.2
座間市	2,723	324	11.9
綾瀬市	1,656	176	10.6

資料：政策評価書(統計で見る市町村のすがた)

(3) 健康・医療

①医療関係施設と病床数

- ・ 医療施設数については、大きな変化は見受けられないが、病床数については、一般診療所の病床数が減少してきている。

<医療関係施設>

(年度末現在) 県厚木保健福祉事務所、保健医療課調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診 療 所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・ マッサージ ・指圧師・ はり師・ きゅう師 の施術所	柔道整復師 の施術所
14年度	5	61	56	—	11	82	10
15年度	5	61	57	—	11	84	11
16年度	5	62	56	—	12	88	14
17年度	5	62	58	—	13	91	15
18年度	5	60	57	—	13	97	15

資料：統計要覧

<病床数>

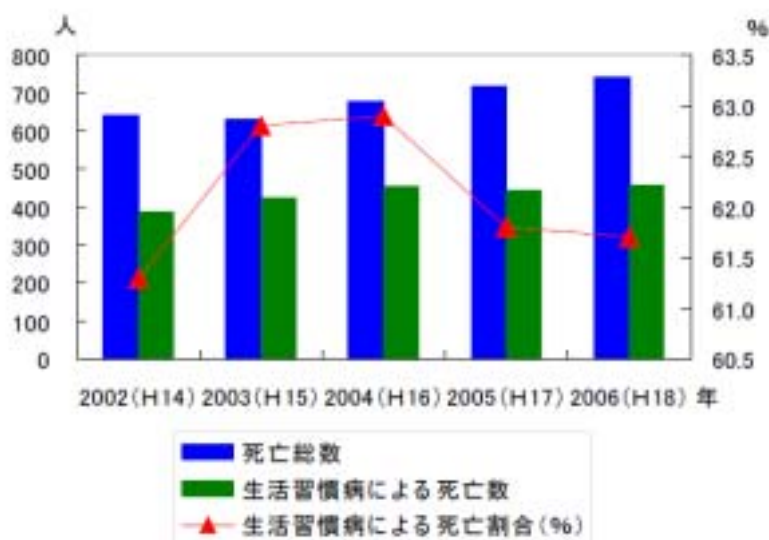
単位：床 (年度末現在) 県厚木保健福祉事務所、保健医療課調

年 度	病 院	一般診療所	計	
14年度		796	132	928
15年度		831	132	963
16年度		831	132	963
17年度		831	128	959
18年度		831	110	941

資料：統計要覧

②生活習慣病による死亡者数

- ・ 死亡者数および生活習慣病による死亡者数は年々増加していますが、生活習慣病による死亡者割合は減少傾向にあります。



資料：政策評価書（2006（平成18年）度神奈川県衛生統計年報）

③国民健康保険

- ・国民健康保険の被保険者数は、平成 18 年度までは年々増加してきており、今後も定年退職者等の加入により、増加することが想定されます。
- ・座間市における国民健康保険税の収納率は県内でも最低水準にあり、平成 18 年度では未収額 19 億円、収納率 63%となっています。

<国民健康保険被保険者等数>

単位：世帯、人		国保年金課調	
年 度	世帯数	被保険者数	老人医療受給対象者数
			14年度
15年度	23,269	43,550	7,556
16年度	23,999	44,575	7,303
17年度	24,375	44,948	7,011
18年度	24,775	44,805	6,728

※世帯数、被保険者数は年度平均値。

<国民健康保険税の状況>

単位：円、%		国保年金課調			
年 度	測定額				
	総 額	現年分	1世帯当たり		滞納繰越分
			1世帯当たり	1人当たり	
14年度	5,008,453,971	3,572,800,400	160,568	85,367	1,435,653,571
15年度	5,230,093,428	3,626,639,900	155,857	82,039	1,603,453,528
16年度	5,457,338,126	3,709,143,700	154,554	83,211	1,748,194,426
17年度	5,541,669,819	3,715,021,000	152,411	82,651	1,826,648,819
18年度	5,637,180,376	3,778,577,000	152,516	84,334	1,858,603,376

年 度	収納額	未収額	収納率
14年度	3,244,273,899	1,636,246,185	64.78
15年度	3,337,453,824	1,765,855,659	63.81
16年度	3,439,784,927	1,842,785,819	63.03
17年度	3,518,968,050	1,873,096,676	63.50
18年度	3,566,530,591	1,926,884,917	63.27

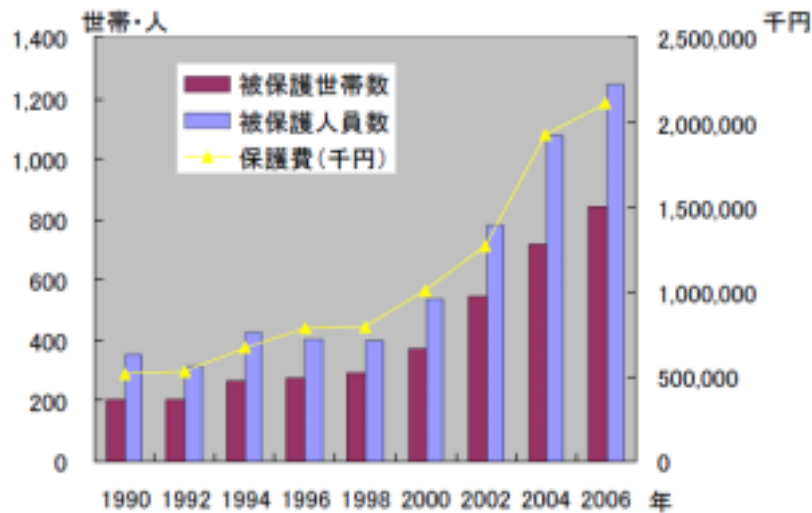
<国民健康保険税の状況>

単位：円		国保年金課調				
区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
総 額	8,816,824,914	9,820,476,376	10,092,536,565	10,983,749,411	11,638,050,110	
国民健康保険税	3,244,273,899	3,337,453,824	3,439,784,927	3,518,968,050	3,566,530,591	
使用料及び手数料	23,100	25,800	34,500	41,700	35,100	
国庫支出金	2,506,255,882	2,812,966,728	2,731,908,302	2,686,952,321	2,394,743,742	
療養給付費交付金	1,418,442,155	1,664,793,590	1,997,626,598	2,464,812,077	3,011,771,734	
県支出金	5,198,000	46,373,413	47,731,981	368,842,584	463,387,221	
共同事業交付金	104,564,988	212,052,756	187,493,957	225,740,832	612,202,424	
財産収入	3,543	3,913	3,611	1,952	18,087	
繰入金	1,228,335,520	1,438,977,291	1,362,127,994	1,632,546,958	1,330,819,697	
繰越金	289,821,795	284,950,147	311,202,122	45,058,024	227,194,291	
諸収入	19,906,032	22,878,914	14,622,573	40,784,913	31,347,223	
連合会支出金	—	—	—	—	—	

(4) 低所得者福祉

- ・平成12年度(2000年度)から、生活保護世帯数が急増しています。
- ・平成2年度(1990年度)と平成18年度(2006年度)を比較すると、生活保護人員は889人増加し、保護率は3倍程度の0.98%となっています。

<被保護世帯数等の推移>



<生活保護扶助費の県内比較>

都市名	級地区分	被保護人員(人)	保護率(%)	生活保護扶助費(千円)		増減率(%)
				1990(平成2)年度	2006(平成18)年度	
				2007(平成19)3月現在		
横浜市	1級地-1	50,400	13.96	30,433,173	91,039,011	199.1
川崎市	1級地-1	24,235	17.89	14,646,057	43,723,690	198.5
横須賀市	1級地-2	3,709	8.81	2,840,840	6,298,723	121.7
平塚市	1級地-2	2,049	7.88	1,319,464	3,732,787	182.9
鎌倉市	1級地-1	829	4.79	740,767	1,480,213	99.8
藤沢市	1級地-1	3,077	7.70	1,900,534	5,216,337	174.5
小田原市	1級地-2	1,994	10.04	1,557,862	3,335,682	114.1
茅ヶ崎市	1級地-2	1,309	5.71	687,393	2,150,477	212.8
逗子市	1級地-1	260	4.44	387,180	522,650	35.0
相模原市	1級地-2	6,727	9.57	2,946,108	10,326,619	250.5
三浦市	1級地-2	280	5.67	353,369	538,560	52.4
秦野市	1級地-2	1,302	7.72	1,088,247	2,497,122	129.5
厚木市	1級地-2	1,969	8.81	671,888	3,521,875	424.2
大和市	1級地-1	2,290	10.29	1,515,925	3,904,177	157.5
伊勢原市	2級地-1	604	6.01	207,048	966,670	376.5
海老名市	2級地-1	742	5.94	430,257	1,211,914	181.7
座間市	1級地-2	1,246	9.78	514,366	2,125,063	313.3
南足柄市	2級地-1	228	5.17	160,257	489,486	205.4
綾瀬市	2級地-1	671	8.22	119,384	968,551	728.0

健康・福祉分野におけるまちづくりの課題

- ・充実した子育て支援サービスを維持しつつ、低コスト化することが大きな課題です。
- ・健康・福祉分野においては、今後 10 年間で急増することが予想されている高齢者福祉施策に重点を置き、ハード面、ソフト面の対応が求められています。また、医療体制の確保や健康づくり対策等が求められています。
- ・国民健康保険の健全化（税の適正水準への改定、収納率向上）が求められています。
- ・高齢者の増加に伴い、今後も生活保護世帯が増加し続けることが想定されますが、市民が自立した生活を送れるよう、生活保護費の扶助にとどまらず、自立に向けた支援が求められます。

第2節 市民参加・コミュニティ

(1) 市民参加

- ・「協働による住みよいまちづくり」の実現を図ることを目的として平成19年9月に「協働まちづくり条例」を施行しました。この条例は、市の市民参加の基本的な考え方、市民等が市政に参加する仕組みを明確にし、市政の透明性を高めるとともに、市民等の意見を聴くことを制度化した条例です。
- ・また、「座間市協働まちづくり条例」と両輪をなし、まちづくりに関わるすべての市民と市がお互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特性を生かしながら連携・協力していくためのルールとして「協働まちづくり推進指針」を策定しています。
- ・座間市では、これらの条例等に基づき、積極的に市民参加を進めてきましたが、参加者や意見提出者が少ない状況であり、市民の一層の参加が求められます。

<平成19年度の市民参加の実施状況>

実施施策の名称	実施方法	実施結果
国内友好都市候補地選定	審議会	6回開催
(仮称)栗原コミュニティセンター建設	市民説明会	参加者 22人
座間市景観条例・景観計画(素案)	パブリックコメント	意見提出 1人 1件
	市民説明会	意見提出 8人 28件
自転車放置禁止区域の変更	パブリックコメント	意見提出 0人
地域水道ビジョン(素案)	審議会	2回開催
一般廃棄物処理基本計画(案)	パブリックコメント	意見提出 1人 7件
座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定	アンケート調査	対象件数 4,926件 回答件数 3,326件
団塊世代等生き生きプラン(素案)	パブリックコメント	意見提出 1人 6件
ざま健康なまちづくりプラン(骨子案)	パブリックコメント	意見提出 3人 17件
	審議会	3回開催
座間市葬祭具使用料条例を廃止する条例	審議会	1回開催
座間市協働まちづくり推進指針(素案)	パブリックコメント	意見提出 2人 6件
	審議会	1回開催
次世代育成支援対策行動計画実施状況(対象外)	パブリックコメント	意見提出 0人

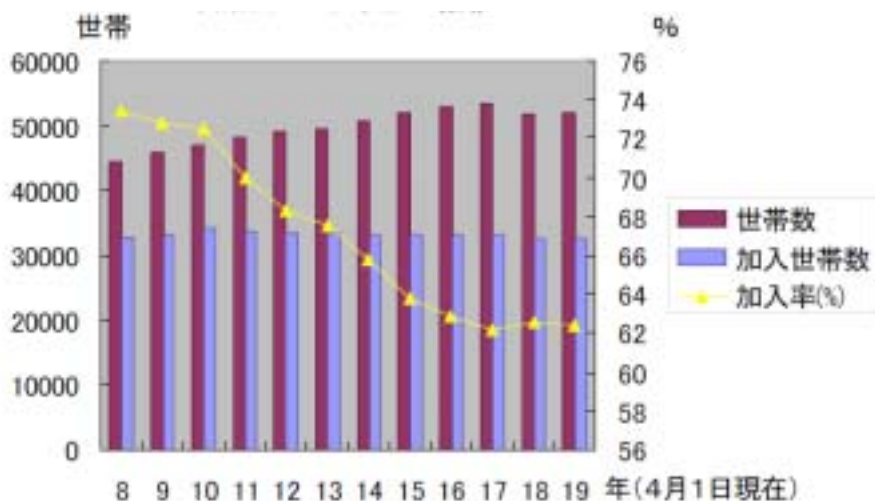
資料：市ホームページ「市民参加の実施状況・実施予定」(協働まちづくり課)

(2) 自治会活動

自治会加入状況の推移

- ・自治会加入世帯数は、平成 17 年度から 18 年度にかけて 766 世帯も急減しましたが、傾向としては概ね 3 万 2 千世帯で安定していると考えられます。
- ・世帯数についても、平成 17 年度から 18 年度にかけて 1,604 世帯減少しましたが、18 年度以降は微増傾向にあります。
- ・これらの状況を踏まえると、既存の自治体加入世帯数は安定しているが、新規に転入してきた世帯が自治会に加入していないため、世帯数の増加に伴い、自治会加入率が下降し続けていると考えられます。

<自治会の加入状況の推移>



資料：政策評価書

(各年4月1日現在) 協働まちづくり課調

年 度	世帯数	自治会数	加入世帯数	加入率 (%)
15年度	51,947	197	33,138	63.8
16年度	52,986	200	33,306	62.9
17年度	53,421	200	33,224	62.2
18年度	51,817	199	32,458	62.6
19年度	51,967	201	32,425	62.4

資料：統計要覧

(3) その他の市民活動

①アソシエーション型市民活動団体数

- ・神奈川県の特定非営利活動法人の認証団体数は、22 団体となっており、19 市中下から 4 番目となっています。
- ・平成 20 年に設置された市民活動サポートセンター「ざまっと」への登録団体数は、51 団体となっています。社会福祉協議会へのボランティア登録団体数が、平成 21 年 2 月 6 日現在、59 団体となっています。

<特定非営利活動法人の認証団体数>

横浜市	1113 件	川崎市	276 件	横須賀市	89 件	平塚市	69 件	鎌倉市	80 件
藤沢市	109 件	小田原市	51 件	茅ヶ崎市	64 件	逗子市	29 件	相模原市	127 件
三浦市	14 件	秦野市	31 件	厚木市	49 件	大和市	42 件	伊勢原市	34 件
海老名市	28 件	座間市	22 件	南足柄市	9 件	綾瀬市	14 件		

主たる事務所所在地別、平成 21 年 3 月 31 日現在
神奈川県協働推進課

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0223/houjin/houjin-data.html>

<市民活動団体登録数>

座間市民活動サポートセンター情報サイトざまっと 登録団体数	51 団体
----------------------------------	-------

資料：座間市民サポートセンターホームページ

<社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数>

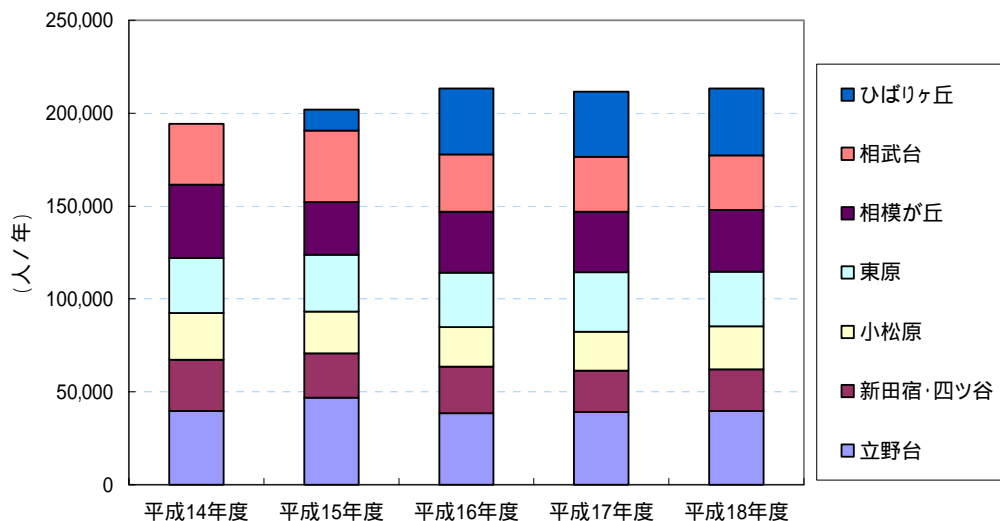
分野名	団体数
障害者支援	15
福祉施設支援	5
子育て支援	6
外国人支援	3
学術・文化・芸術等振興	15
まちづくり環境保全	9
生涯学習	6
計	59

ホームページ掲載分、平成 21 年 2 月 6 日現在

②コミュニティセンターの利用状況

- ・現在は、コミュニティセンターが7館あり、平成21年度には8館目の（仮称）栗原コミュニティセンターが建設される予定となっています。
- ・各館とも2~3万人の利用があり、平成18年度の利用者総数は約21万人となっており、多くの市民に利用されています。一方で、本来の目的である地域コミュニティの醸成とは目的を異にした個人の趣味等のための利用もみられます。

コミュニティセンター利用者数の推移



資料：統計要覧

市民参加・コミュニティ分野におけるまちづくりの課題

- ・市民参加及び協働に関する制度は整備されていますが、実際の市民参加は十分であるとはいえません。今後は、「協働まちづくり条例」等の市民への浸透と、市民参加の実践が課題です。
- ・大規模地震等の災害時の対応や少子高齢社会における共助機能などにおいて、地域コミュニティや市民活動の重要性は増してきており、その充実が求められています。
- ・特に自治会は、地域における相互扶助、防犯、防災、環境美化などにおいて非常に重要な役割を担っており、その充実が求められます。新規転入者の自治会加入促進が重要になると考えられます。
- ・コミュニティセンター、公民館・文化センター等が連携するとともにそれぞれの役割を明確にし、地域コミュニティの醸成に寄与することが求められています。

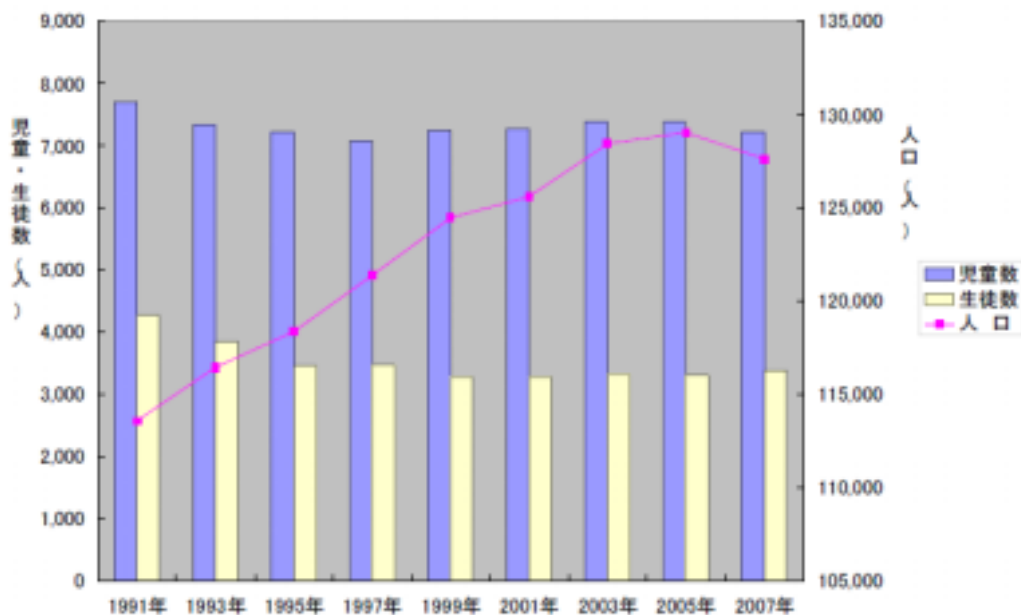
第3節 教育・生涯学習・スポーツ

(1) 学校教育

①小学校・中学校の児童・生徒数

- ・座間市の児童・生徒数は減少しており、小学校の児童は平成2年から平成19年に9.3%減少したのに対し、中学校の生徒は25.5%と大幅に減少しています。
- ・一校あたりの小学校の児童数、中学校の生徒数は、県内の他地域と比べて多い傾向にあります。

＜児童・生徒数の推移＞



資料：政策評価書（平成19年度学校基本調査）

＜小学校の児童数＞

都市名	学校数 a	児童数 b	学級数 c	教員数 d	1校当 たり 児童数 b/a	1学級当 たり 児童数 b/c	教員一人 当り 児童数 b/d
横浜市	347	191,127	6,590	9,459	551	29	20
川崎市	114	68,062	2,432	3,431	597	28	20
横浜質市	48	22,120	765	1,101	461	29	20
平塚市	28	14,273	501	710	510	28	20
鎌倉市	16	7,523	254	364	470	30	21
藤沢市	35	22,285	700	976	637	30	23
小田原市	25	10,911	395	568	436	28	19
茅ヶ崎市	18	12,870	394	536	715	33	24
沼子市	5	2,821	93	132	564	30	21
相模原市	74	39,108	1,336	1,913	528	29	20
三浦市	8	2,377	98	148	297	24	16
秦野市	13	8,983	294	424	691	31	21
厚木市	23	13,005	456	649	565	29	20
大和市	19	12,218	409	583	643	30	21
伊勢原市	10	5,797	202	285	580	29	20
海老名市	13	7,185	251	349	553	29	21
座間市	11	7,218	239	317	656	30	22
南足柄市	6	2,655	100	144	443	27	18
綾瀬市	10	4,741	172	244	474	28	19

資料：政策評価書（平成19年度学校基本調査）

<中学校の生徒数>

都市名	学校数	生徒数	学級数	教員数	1校当たり児童数	1学級当たり生徒数	教員一人当たり生徒数
	a	b	c	d	b/a	b/c	b/d
横浜	145	74,038	2,351	4,516	511	31	16
川崎	51	25,970	869	1,664	509	30	16
横須賀	24	10,553	342	684	440	31	15
平塚	15	6,777	219	430	452	31	16
鎌倉	9	2,863	93	207	318	31	14
藤沢	19	9,770	285	543	514	34	18
小田原	12	5,151	168	335	429	31	15
茅ヶ崎	13	5,655	167	341	435	34	17
逗子	3	1,102	38	75	367	29	15
相模原	37	18,252	565	1,109	493	32	16
三浦	4	1,307	43	97	327	30	13
藤野	9	4,368	141	275	485	31	16
厚木	13	5,985	194	385	460	31	16
大和市	9	5,306	161	304	590	33	17
伊勢原	4	2,571	80	151	643	32	17
海老名	6	3,155	99	184	526	32	17
藤岡	6	3,386	102	193	564	33	18
南足柄	4	1,258	44	97	315	29	13
綾瀬	5	2,156	70	143	431	31	16

資料：政策評価書（平成19年度学校基本調査）

②特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

- ・特別支援学級の在籍児童数は徐々に増加しています。介助員数は平成16年度以降ほぼ14人で推移しており、介助員一人あたりの在籍児童数は徐々に増加しています。

区分/年度(平成)	15	16	17	18	19
特別支援学級に在籍する児童生徒数	85	88	98	109	107
介助員数	12	14	14	14	14
在籍児童生徒数÷介助員	7.1	6.3	7.0	7.8	7.6

資料：平成19年度施策評価書

③小学校・中学校理由別長期欠席者数

- ・小学校の長期欠席者数は徐々に減少しておりますが、不登校は30人前後で推移しています。中学校の長期欠席者数は増加の傾向があり、不登校は130人前後で推移しています。

<小学校理由別長期欠席者数>

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
病気	83	55	54	56	39
経済的理由	1	1	-	-	-
不登校	30	25	30	31	27
その他	23	12	9	23	15
計	137	93	93	110	81

長期欠席者とは、年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒をいう。

<中学校理由別長期欠席者数>

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
病気	9	13	22	20	19
経済的理由	-	-	1	-	-
不登校	122	109	132	150	125
その他	8	3	14	1	19
計	139	125	169	171	163

長期欠席者とは、年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒をいう。

資料：統計要覧

④小学校・中学校の耐震化

- ・小学校校舎では診断済みの校舎の中で耐震化が必要な校舎は全て耐震化済みとなっています。中学校校舎については、残り2棟について耐震補強が必要となっています。
- ・小学校体育館については、残り5棟について耐震補強が必要で、中学校体育館については残り1棟について耐震補強が必要となっています。

区分	診断必要棟数	診断済数	補強不要棟数	実施済(注1)	未実施(注1)	耐震化対策不明
小学校校舎	28	27	8	19	0	1(注2)
小学校体育館	10	10	1	4	5	0
中学校校舎	14	14	2	10	2	0
中学校体育館	4	4	1	2	1	0

(注1) 耐震化対策必要棟です。(注2) 診断予定で結果が出ていないためです。

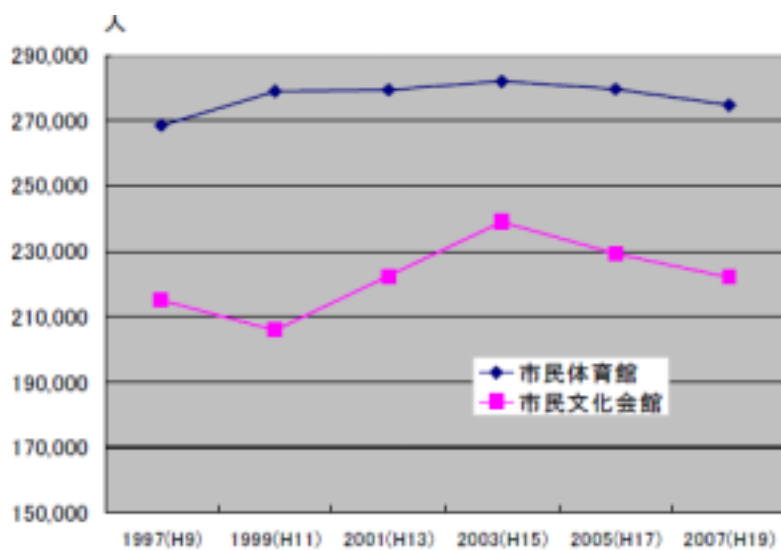
資料：座間市ホームページ(教育管理課施設係)

(2) 生涯学習・スポーツ

①市民体育館及び市民文化会館の利用者数の推移

- ・市民体育館及び市民文化会館利用者数は平成17年をピークに、平成19年にかけて徐々に減少しています。

＜市民体育館及び市民文化会館利用者数の推移＞



資料：政策評価書

②図書館の利用者数の推移

- ・図書館の利用者は平成14年度から平成17年度にかけて、増加したものの、平成18年度には減少し、15万7千人程度で推移しています。また貸出冊数は増加しています。

単位：人、冊、箇所

図書館調

年 度	登録者数	利用者数				貸出冊数			駐車場・配本所等数		
		本 館	移動図書館		本 館	移動図書館		駐車場	配本所	公民館 3 館	
			駐 車 場	公 民 館 3 館		駐 車 場	公 民 館 3 館				
14年度	94,013	151,094	10,843	49,686	656,789	27,250	165,658	11	2	3	
15年度	53,913	153,467	11,155	50,681	683,204	26,237	174,459	11	2	3	
16年度	59,208	157,664	11,012	58,181	712,217	25,331	196,797	11	1	3	
17年度	63,934	157,154	10,632	58,337	715,195	22,351	206,495	11	1	3	
18年度	69,283	156,835	12,131	57,322	718,691	25,690	201,345	11	1	3	

※15年度より、5年以上未利用者は登録者数より削除。

※貸出冊数にはビデオテープを含む。

資料：統計要覧

③さまざまな生涯学習宅配便利用件数および受講者数の推移

- ・市民の要望に応じて、行政の職員が専門知識や行政の取組みについて伝える、「生涯学習宅急便」を行っており、利用件数は200件前後、受講者数は10,000人前後で推移しています。

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
件数(件)	150	132	202	195	205
受講者数(人)	8,703	6,964	10,247	11,584	9,725

平成14年10月開始。

資料：統計要覧

④公民館・北地区文化センター・東地区文化センターの利用者数の推移

- ・市公民館の利用者は平成14年度から平成16年度にかけて、減少したものの、平成18年度にかけて増加しております。
- ・北地区文化センターは1,100人前後で推移し、東地区文化センターは平成14年度から平成17年度にかけて徐々に増加し、それ以降1,100人前後で推移しています。

区分/年度(平成)		14	15	16	17	18
市公民館	展示の部	410	428	390	403	412
	催しの部	906	852	740	689	641
	計	1,316	1,280	1,130	1,092	1,053
北地区文化センター	展示の部	286	284	250	211	224
	催しの部	830	896	834	809	898
	計	1,116	1,180	1,084	1,020	1,122
東地区文化センター	展示の部	252	247	263	310	320
	催しの部	478	664	727	844	784
	計	730	911	990	1,154	1,104
総数		3,162	3,371	3,204	3,266	3,279

資料：統計要覧

(3) 文化・芸術

①芸術祭・文化祭参加者数

- ・市民芸術祭の参加者数は年々減少しているものの、コミュニティ文化祭の参加者数は平成 16 年以降徐々に増加しています。

<市民芸術祭参加者数>

単位：人		生涯学習推進課調		
年 度	展示の部	催しの部	計	
14年度	392	1,333	1,725	
15年度	560	957	1,517	
16年度	586	852	1,438	
17年度	532	1,149	1,681	
18年度	544	784	1,328	

資料：統計要覧

<コミュニティ文化祭参加者数>

単位：人		生涯学習推進課調								
年 度	総 数	市公民館			北地区文化センター			東地区文化センター		
		展示の部	催しの部	計	展示の部	催しの部	計	展示の部	催しの部	計
14年度	3,162	410	906	1,316	286	830	1,116	252	478	730
15年度	3,371	428	852	1,280	284	896	1,180	247	664	911
16年度	3,204	390	740	1,130	250	834	1,084	263	727	990
17年度	3,266	403	689	1,092	211	809	1,020	310	844	1,154
18年度	3,279	412	641	1,053	224	898	1,122	320	784	1,104

資料：統計要覧

②市民文化会館利用者数

- ・市民文化会館の利用者数について、増減はありますが、2,300 人程度で推移しています。

年 度		合 計		大ホール		小ホール		リハーサル室 ・練習室	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
14年度		2,002	225,672	182	105,632	247	49,569	522	15,26
15年度		2,307	238,997	205	108,044	275	56,171	651	16,54
16年度		2,274	238,942	196	117,013	269	59,200	630	13,51
17年度		2,391	229,168	180	106,782	299	67,174	687	10,84
18年度		2,360	214,325	196	108,065	270	56,865	708	9,69

年 度		ギャラリー		会議室		和 室	
		利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
14年度		250	34,345	596	15,651	205	5,213
15年度		244	30,534	730	21,239	202	6,462
16年度		202	21,185	780	20,904	197	7,130
17年度		207	20,692	839	19,534	179	4,146
18年度		187	21,680	765	15,225	234	2,791

資料：統計要覧

教育・生涯学習・文化分野におけるまちづくりの課題

- ・特別支援学級の在籍児童数は徐々に増加し、介助員一人あたりの児童数が増えていることから、より充実した指導が求められます。
- ・小学校校舎の耐震化はほとんど終わっているものの、中学校校舎などまだ耐震化が終わっていない部分については、引き続き取組みが求められます。
- ・生涯学習は、高齢化社会に向けて、高齢者に焦点をあてた講座や活動が求められています。
- ・芸術祭や文化祭の参加者数を引き続き増やし、市民がいきがいを持って生活することをめざし、芸術活動を行う市民の割合を増加させることが重要です。

第4節 都市基盤整備

- ・土地利用については第2章で説明しているため、その他の都市基盤整備について現状を整理します。

(1) 住宅

- ・新設住宅の戸数は減少傾向にあります。分譲住宅が4割強を占めており、ベッドタウンとして新たな定住者の流入が継続していることがうかがえます。

<新設住宅の利用関係別戸数・床面積>

年度	総計		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅	
	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積
13年度	1,361	131,131	422	45,281	330	16,358	—	—	609	69,492
14年度	947	85,177	373	41,164	181	8,606	—	—	393	35,407
15年度	1,212	100,394	423	44,587	355	15,193	—	—	434	40,614
16年度	947	80,201	299	32,367	237	11,328	—	—	411	36,506
17年度	901	75,064	242	27,530	247	11,432	—	—	412	36,102

資料：統計要覧

(2) 道路

- ・市道の舗装率は92.0%（H19）となり必要とされる道路の舗装はほぼ完了しています。
- ・都市計画道路（延長50.9km）については整備率が42.6%に止まっています（22路線中、完成4路線、8路線については工事に未着手の状態）。周辺自治体と比べてもやや低い整備状況になっています。また、市民アンケートにおいて「道路網の整備」の満足度は施策全体の中でも2番目に低い評価となっています。
- ・しかし、バブル崩壊後の平成不況や昨年秋以降の世界同時不況など厳しい経済情勢が続くことが予想され、少子高齢化の進展など社会構造の変化への対応も求められていることから、将来を見据えて身の丈にあった堅実な整備が求められています。

<都市計画道路の整備率>

	都市計画道路			年
	計画延長 (m)	供用延長 (m)	整備率 (%)	
海老名市	12,180	4,945	40.6	平成20年
厚木市	147,400	72,693	49.3	平成16年
大和市	37,486	22,941	61.2	平成19年
相模原市	168,670	117,726	69.8	平成18年
座間市	50,880	21,652	42.6	平成20年
綾瀬市	19,690	—	—	

資料：各市の公表資料から作成

＜都市計画道路の概況＞

単位：m、％ (20年1月1日現在) 都市計画課調

道路名称	起点(土地番地)	終点(土地番地)	総延長	完成率
国道246号大和厚木バイパス	ひばりが丘3-662-1	西栗原2-4237	2,620	100
広野大塚線	広野台1-5133-1	さがみ野3-1-1	4,510	—
相模原座間線	座間1-3305-3	入谷2-217-3	1,550	12
相武台入谷線	緑ヶ丘6202	四ツ谷342	4,050	55
相模原二ツ塚線	相模が丘1-149	ひばりが丘3-686-イ	3,880	4
座間大和線	相模が丘1-1	相模が丘6-1508	1,840	43
座間南林間線	座間2-2538	ひばりが丘1-5535	5,880	76
町田厚木線	座間1-3351	相模が丘1-149	4,000	17
座間大野線	相模が丘1-42	相模が丘1-46-1	120	—
緑ヶ丘大塚線	緑ヶ丘6-6088-3	さがみ野2-5184	4,000	75
南広野東原線	小松原1-5193-3	東原5-5322-1	3,130	100
東原ひばりが丘線	ひばりが丘4-6066	ひばりが丘3-686-イ	930	36
田中東原線	座間2-283-1	栗原中央2-4688	2,300	27
杉久保座間線	入谷3-3371-1	入谷5-1981	1,510	—
蟹ヶ沢線	相武台1-4518-4	相武台4-4527-4	90	—
座間天台線	座間1-3314	立野台2-284-2	3,100	37
緑ヶ丘林間線	緑ヶ丘4-4639	相模が丘5-927	2,860	—
中羽根沢線	入谷3-2947-4	入谷4-2613-4	630	—
座間駅三峰線	入谷4-2817-2	入谷5-1859-5	490	—
田中相武台下線	座間2-279	座間1-1907	1,100	—
相模台中央線	相模が丘1-153	相模が丘5-949	670	100
相武台栗原線	相武台3-4742-3	栗原中央1-1803-1	1,620	100

資料：統計要覧

(3) 公園

- ・人口一人当たりの公園面積は 4.49 m² (H18 年度末) となっており、神奈川県全体の平均 (4.55 m²、H17 年度末) と比べると若干低くなっています。しかし、市域が狭い割りに都市計画人口が多いという特性を踏まえると、同様な性格を持つ近隣市と比べてもその値は高く、一定の水準に達していると評価することができます。
- ・子供広場等については、数の減少に歯止めがかかり、面積はわずかながら増加する傾向にあります。

＜都市公園数および面積＞

単位：箇所、ha (各年度末現在) 公園緑政課調

年 度	計		基幹公園							
			住区基幹公園							
	箇 所	面 積	計		街区公園		近隣公園		地区公園	
箇 所			面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所
14年度	40	57.44	38	17.29	34	6.19	3	6.8	1	4.30
15年度	40	57.44	38	17.29	34	6.19	3	6.8	1	4.30
16年度	40	57.44	38	17.29	34	6.19	3	6.8	1	4.30
17年度	40	57.44	38	17.29	34	6.19	3	6.8	1	4.30
18年度	40	57.44	38	17.29	34	6.19	3	6.8	1	4.30

年 度	基幹公園						特殊公園	都市計 画区域 内人口 (千人)	1人当 たり公 園面積 (m ² /人)	
	都市基幹公園									
	計		総合公園		運動公園					
箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積			
14年度	1	9.60	1	9.60	—	—	1	30.55	128	4.49
15年度	1	9.60	1	9.60	—	—	1	30.55	128	4.49
16年度	1	9.60	1	9.60	—	—	1	30.55	129	4.45
17年度	1	9.60	1	9.60	—	—	1	30.55	128	4.49
18年度	1	9.60	1	9.60	—	—	1	30.55	128	4.49

※特殊公園とは、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。
 ※「1人当たり公園面積」は、都市計画区域内の1人当たりの公園面積。

資料：統計要覧

＜一人当たり都市公園面積の県内比較＞

平成18年3月31日現在

市名	都市計画 区域人口 (千人)	都市公園				1人当たりの 公園面積 (㎡/人)	ランク
		箇所	面積	うち県立公園 箇所	面積		
横浜市	3,585	2,500	1,634.94	3	109.66	4.56	9
川崎市	1,322	955	492.00	1	10.81	3.72	15
横須賀市	425	467	421.27	2	75.09	9.91	1
平塚市	259	256	125.95	-	-	4.86	7
鎌倉市	171	221	81.24	-	-	4.75	8
藤沢市	396	276	196.57	2	37.28	4.96	6
小田原市	198	138	79.11	1	4.87	4	12
茅ヶ崎市	228	147	49.65	2	19.79	2.18	18
逗子市	58	79	48.54	-	-	8.37	2
相模原市	667	471	207.61	3	41.4	3.11	17
三浦市	50	59	28.78	1	14.56	5.76	4
秦野市	168	172	89.41	1	34.63	5.32	5
厚木市	223	131	167.15	1	64.6	7.5	3
大和市	221	118	37.41	-	-	1.69	19
伊勢原市	100	133	33.27	-	-	3.33	16
海老名市	124	68	46.41	1	3.11	3.74	14
座間市	129	40	57.44	1	30.55	4.45	10
南足柄市	44	27	19.43	-	-	4.42	11
綾瀬市	82	109	30.87	-	-	3.76	13
計	8,450	6,367	3,847.05	19	446.35	4.55	

資料：政策評価書

＜子供広場等の状況＞

(年度末現在) 公園緑政課調

年度	箇所	面積 (㎡)
14年度	101	66,228.96
15年度	101	68,641.75
16年度	97	68,880.45
17年度	98	69,211.64
18年度	100	69,929.63

資料：統計要覧

(4) 上水道

- ・水道は有収率も高水準を維持しており、各種経営指標も比較的良好な水準を示しています。
- ・しかし、給水栓数が横ばいであるのに対し配水量は減少傾向にあり収入の増加は期待できないことから、経営の安定している現時点から、将来的な設備更新も視野に入れて長期的な展望にたった経営計画の策定が求められます。

＜水道用途別有収率＞

年度	H14	H15	H16	H17	H18
有収率	95.28%	95.73%	97.48%	96.41%	96.84%

資料：統計要覧より作成

＜市営水道利用状況＞

単位：㎡

(年度末・月末現在) 水道業務課調

年度	給水栓数 (年度平均)	配水量 (年度計)	1日最大配水量 (月日)
14年度	51,331	15,008,115	45,940 (7月8日)
15年度	52,533	14,919,392	46,354 (8月3日)
16年度	53,180	14,678,335	45,405 (7月7日)
17年度	51,706	14,667,432	45,262 (12月31日)
18年度	52,583	14,466,918	43,898 (12月31日)

資料：統計要覧

(5) 公共下水道

- ・公共下水道の人口普及率は 97%を超え、必要とされる箇所の整備は終了し実質 100%の整備率となっています。
- ・市内を流れる目久尻川において、河川の汚染度を示す BOD（生物化学的酸素要求量）は平成 2 年の 34.0mg/l から平成 18 年の 3.3mg/l まで改善されており、下水道の整備が水質の改善に貢献しているものと考えられます。
- ・公共下水道に対して、一般会計からの繰入金額が 15 億円程度となっており、使用量及び手数料収入を上回る額が繰り入れられています。

<公共下水道普及状況>

単位：km、ha、人、% (年度末現在) 下水道課調

年度	管敷設延長累計	処理面積累計	処理区域内人口累計	人口普及率
14年度	286.10	1,063.41	106,442	84.38
15年度	298.01	1,112.56	109,676	86.44
16年度	305.74	1,167.58	117,789	92.99
17年度	309.03	1,184.74	121,121	96.00
18年度	312.74	1,187.69	123,005	97.63

資料：統計要覧

<公共下水道事業特別会計科目別歳入決算額>

単位：円 下水道課調

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
総額	4,104,242,149	4,454,926,321	4,207,314,976	3,798,699,122	4,176,826,719
使用料及び手数料	1,126,562,305	1,162,530,559	1,213,617,655	1,266,586,158	1,287,053,814
国庫支出金	323,000,000	377,000,000	208,000,000	195,000,000	369,378,000
県支出金	5,190,000	950,000	1,000,000	360,000	200,000
繰入金	1,531,544,000	1,650,580,000	1,651,405,000	1,491,206,000	1,572,275,000
繰越金	200,554,297	106,061,552	130,556,674	184,403,759	98,293,078
諸収入	12,991,547	11,604,210	25,535,647	39,443,205	4,026,827
市債	904,400,000	1,146,200,000	977,200,000	621,700,000	845,600,000

資料：統計要覧

都市基盤整備分野におけるまちづくりの課題

- ・市域が比較的狭いこともあり、都市計画道路を除く、都市基盤の量は一定の水準に達しており、整備段階はほぼ完了に近づいていると考えられます。
- ・今後は、これらの都市基盤を長期的な展望にたって維持管理し続けることが課題になります。また、社会経済情勢の変化に対応して、社会基盤の質を向上させるための改良や新たな整備が求められる可能性もあり、市民ニーズの継続的な分析が必要になるものと考えられます。
- ・長期間事業着手が行われていない都市計画道路については、その必要性を再検証することが必要であると考えられます。
- ・公共下水道については、繰入額を減少させられるよう、下水道料金の見直しなど経営健全化に取り組むことが必要であると考えられます。

第5節 環境・廃棄物

(1) 生活環境

①公害苦情受付件数

- ・公害受付件数は平成16年度に減少したものの、平成17年度以降増加の傾向があります。その中でも大気汚染が最も多く、次に騒音が多くなっております。

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
大気汚染	26	33	22	23	23
水質汚濁	4	2	2	1	4
土壌汚染	3	3	2	-	-
騒音	17	10	6	13	17
振動	4	3	3	3	5
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪臭	8	7	7	7	8
その他	2	1	2	4	2
計	64	59	44	51	59

資料：統計要覧

②河川の汚染度（BOD=生物化学的酸素要求量（mg/l））

- ・目久尻川のBOD値は平成16年度に4.4まで上昇したものの、平成17年度に減少し、平成18年度には3.3になっております。また鳩川は平成15年度に減少したものの、徐々に増加し、平成20年度には2.0となっております。全体的に目久尻川が鳩川よりBOD値が高くなっており、汚染が進んでいるといえます。

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
目久尻川(最下流)	3.0	2.6	4.4	1.9	3.3
鳩川(最下流)	1.6	1.1	1.7	1.7	2.0

資料：平成19年度施策評価

③し尿処理実績

- ・し尿処理実績は、収集人口の減少とともに、年間処理量は減少しております。

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18	
収集人口(人)	2,749	2,426	1,773	1,517	1,292	
収集件数(件)	12,569	11,308	10,203	9,126	8,507	
年間処理量(kl)	2,197	2,029	1,971	1,911	1,816	
水洗便所処理量(kl)	9,528	8,474	8,659	8,585	6,932	
業務体制	車両(台)	4	4	4	4	4
	人員(人)	7	7	7	7	5

収集人口、各年10月1日現在。

資料：統計要覧

(2) 廃棄物処理

①ごみの排出量

- ・ごみの年間排出量は平成 2 年度に比べて、平成 18 年度は増加しております。人口増加率 14% に対して、年間排出量は 15%増加しています。

区分/年度(平成)	2	18
ごみの年間排出量(t)	33,626	38,686

資料：政策評価書より作成

②人口 1 人当たりごみの排出量、資源化量、リサイクル率

- ・人口 1 人当たりの可燃ごみの排出量は、平成 14 年度から平成 18 年度にかけて 17 市中上位 3 位以内（少ない方から）に入っています。
- ・人口 1 人当たりごみ排出量は、平成 15 年度以降県内で最も少ない市となっています。
- ・人口 1 人あたり資源化量は、平成 14 年度から平成 17 年度にかけて、13～15 位でしたが、平成 18 年度には 9 位となっています。
- ・またリサイクル率は平成 18 年度には 5 位となっており、比較的上位に入っています。

区分	年度	2002	2003	2004	2005	2006
		(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)
人口1人当たりの可燃ごみの排出量(kg) (町村、横浜市・川崎市除く) ※順位は少ない順	県平均	280	279	269	268	268
	座間市	234	228	220	219	220
	県内順位	1	1	2	3	3
人口1人当たりごみ排出量(g/日) ※順位は全市町村中少ない順	県平均	1,143	1,122	1,034	970	1,061
	座間市	847	827	814	822	859
	県内順位	2	1	1	1	1
人口1人当たり資源化量(g/日) ※順位は全市町村中少ない順	県平均	195	198	206	252	258
	座間市	249	247	254	273	284
	県内順位	14	15	14	13	9
リサイクル率(%) ※順位は全市町村中少ない順	県平均	—	—	18.0	23.0	24.0
	座間市	—	—	30.0	32.0	33.0
	県内順位	—	—	6	6	5

資料：政策評価書

③集団資源回収量

- ・集団資源回収量は平成 15 年度に増加したものの、その後減少し続け、平成 18 年度には 1,486t まで減少しています。

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
アルミ缶(t)	25	25	28	29	27
スチール缶(t)	9	-	-	1	1
瓶(t)	2	2	1	1	1
新聞(t)	1,229	1,381	1,289	1,170	1,047
雑誌(t)	92	160	155	156	159
ダンボール(t)	236	257	227	212	201
布類(t)	55	71	60	53	50
計	1,648	1,896	1,760	1,622	1,486

資料：統計要覧

(3) 地域環境

①都市計画区域の緑地率

- ・都市計画区域の緑地率は平成 15 年度から平成 18 年度まで 24.6%を維持し、平成 19 年度に 24.5%になったものの、ほぼ変化はない。

区分/年度(平成)	15	16	17	18	19
都市計画区域の緑地率(%)	24.6	24.6	24.6	24.6	24.5

資料：平成 19 年度施策評価

環境・廃棄物分野におけるまちづくりの課題

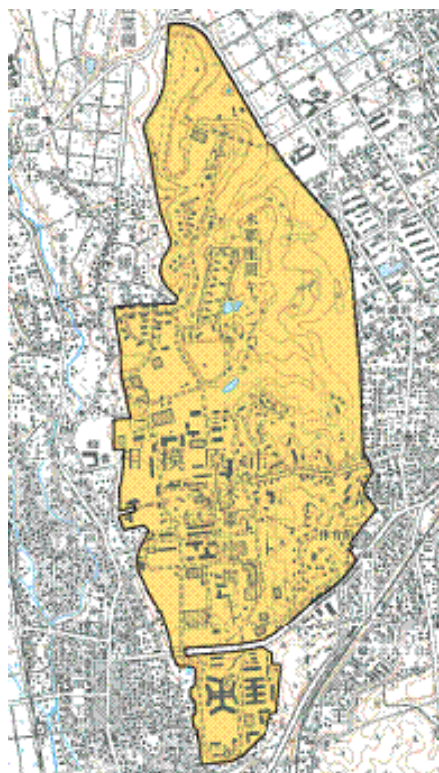
- ・公害苦情については、騒音によるものが増加しており、引き続き騒音対策に取り組むことが必要です。
- ・河川の汚染度について、やや上昇していることから、これ以上汚染を進めないような取り組みが求められます。
- ・人口 1 人当たりのゴミ排出量等は県内でもトップクラスの少なさとなっています。今後は資源化量を増加させ、更なるごみ減量化に努めることが課題です。

第6節 安心・安全

(1) 基地対策

- ・米軍基地「キャンプ座間」は、市の面積の3.5%（約62万平方メートル）を占め、まちづくりを進める上での大きな阻害要因となっています。また、厚木基地の航空機騒音や市街地上空での飛行が、市民に不安と支障を与えてきました。特にNLP（夜間連続離着陸訓練）による航空機騒音が大きな問題となっていました。
- ・市では、「キャンプ座間」の整理・縮小・返還の実現に取り組んできた結果、部分返還がなされています。また、厚木基地の航空機騒音については、2014年（平成26年）までに岩国飛行場への移駐が示されました。一方で移転先での課題は残されており、抜本的な解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・平成20年7月28日には、防衛省がキャンプ座間の基地縮小など、座間市及び座間市民の負担の軽減策等を責任をもって履行するため「キャンプ座間に関する協議会」を設置しました。これを受け、平成20年8月25日に、キャンプ座間の基地縮小や負担の軽減策等に関する協議の場として、市、市議会議員、11地区の連合自治会長、各種団体の長で構成する「座間市基地返還促進等市民連絡協議会」が設立されました。

名称	キャンプ座間(FAC3079)	
所在地	座間市座間 相模原市磯部、新戸	
面積	2,346,392.58 平方メートル	
	座間市分	620,832.22 平方メートル (全体の約27%)
	相模原市分	1,725,560.36 平方メートル
接收年月日	昭和20年9月2日	
主な施設	事務所(在日米陸軍司令部施設ほか) 陸上自衛隊 第4施設群隊舎	
	公共施設 厚生施設 スポーツ施設 住宅	
配属部隊	在日米陸軍	在日米陸軍司令部
		第一軍団(前方)司令部
	在日米陸軍	在日米陸軍基地管理本部 など
	陸上自衛隊	陸上自衛隊第4施設群



資料：市ホームページ「キャンプ座間の沿革と概要」(渉外課)

神奈川県ホームページ「パンフレット「かながわの米軍基地(19年4月)」(キャンプ座間)」

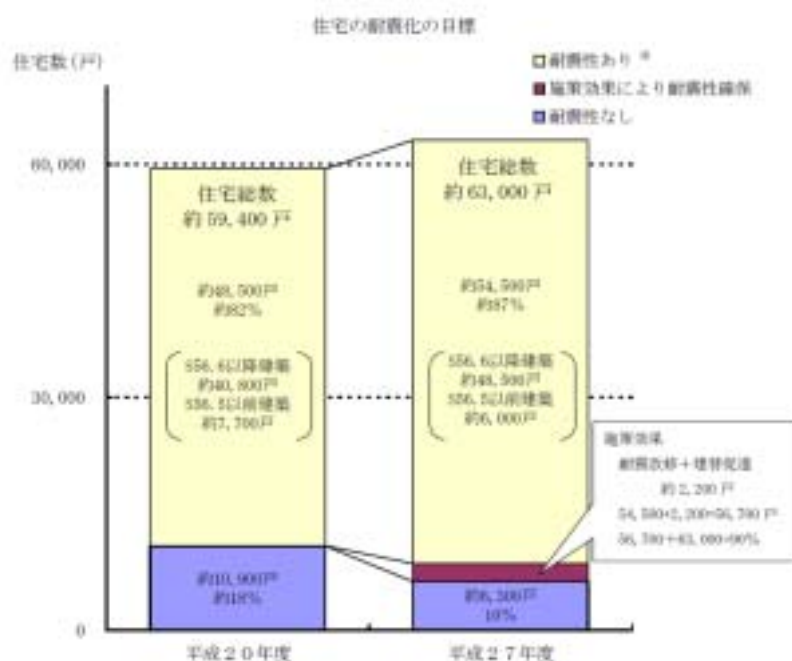
(2) 防災対策

①想定される地震

- ・東海地震、神奈川県西部地震、神奈川県東部地震及び南関東地震など震度 5 以上の地震発生が指摘されています。
- ・耐震基準を満たしていない住宅は約 10,900 万戸あり、耐震化率は 82%となっています。また、耐震基準を満たしていない又は不明な特定建物(多数の者が利用する建築物)は 26 棟あり、耐震化率は 91%となっています。
- ・市では平成 20 年度に耐震促進計画を策定し、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%に、特定建物の耐震化率を 94%まで高めることをめざしています。

想定地震	説明
東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。本市では震度5強と想定されています。大規模地震対策特別措置法で発生の子知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されています。
南関東地震	相模トラフを震源域とするマグニチュード7、9の地震。本市では震度6強が想定されています。1923年の関東大地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされ、地震に強いまちづくりを進めるための指標となる地震です。
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。本市では震度5弱程度と想定されています。南関東地域直下の地震の1タイプとして、地震発生の切迫性が指摘されています。
神奈川県東部地震	県庁直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。本市を含む県央地域で震度6強が想定されています。蓋然性のある地震モデルではありませんが、南関東地域直下の地震の1タイプとして、危機管理的に想定した地震です。
神縄・国府津－松田断層帯地震	同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード8クラスの地震。現在を含む今後数百年以内に発生する可能性があると考えられている地震で、地震学上未解明な点が多いことから地震モデルが示されていないため、神奈川県地震被害想定調査委員会が、仮の地震モデルを独自に設定したものです。

<住宅の耐震化状況と目標>



<特定建物の耐震化状況と目標>

	総数 ①	耐震性あり ②	耐震性ない 又は不明	耐震化率 ②÷①
学校	29棟	26棟	3棟	90%
賃貸借共同住宅等	129棟	125棟	4棟	97%
病院、社会福祉施設、その他	116棟	97棟	19棟	84%
計	274棟	248棟	26棟	91%

【座間市の被害想定結果一覧】

区 分		東 海 地 震	南関東 地 震	県西部 地 震	県東部 地 震
被害発生がけ数 (箇所)		0	20	0	20
被害発生がけ数 (人家あり) (箇所)		0	20	0	20
木造建物	大破数 (棟)	70	890	0	600
	大破率 (%)	0.3	3.7	0.0	2.5
	中破数 (棟)	200	2,500	190	1,700
	中破率 (%)	0.8	10.4	0.8	7.1
非木造建物	大破数 (棟)	30	240	0	230
	大破率 (%)	0.4	3.3	0.0	3.2
	中破数 (棟)	60	490	20	470
	中破率 (%)	0.8	6.7	0.3	6.4
要救出箇所数 (高中難度)	建物被害等による (箇所)	0	140	0	100
	がけ崩れによる (箇所)	0	*	0	*
要救出箇所数 (低難度)	家具等の転倒による (箇所)	*	1100	0	1100
	エレベータ閉じ込めによる (箇所)	0	50	*	50
出火件数 (件)		0	*	0	*
死者数 (人)		*	30	*	30
重症者数 (人)		20	40	*	40
中等症以下数 (人)		70	270	30	240
り災者数 (人)		460	4,500	30	3,400
災害時要保護者のり災者	障害者 (人)	*	110	*	80
	老人医療対象者 (70歳以上) (人)	*	260	*	200
	外国人 (人)	0	60	0	50
避難所避難者数 (人)		180	3,600	*	2,600
疎開者数 (人)		160	3,300	*	2,500

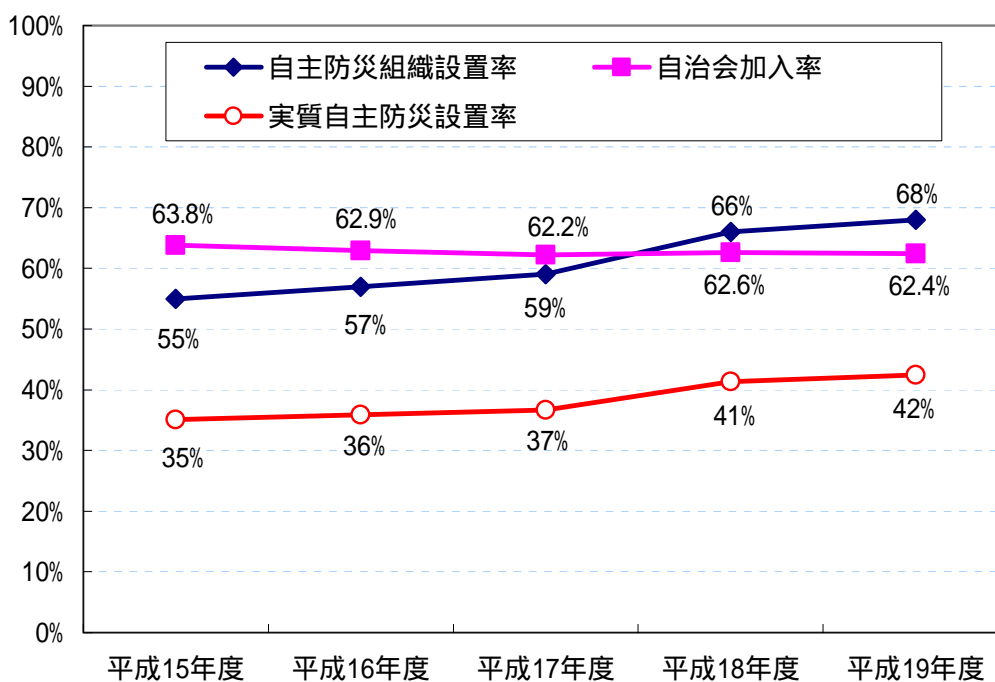
資料：座間市耐震改修促進計画

②防災資機材整備率

- ・平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、実践的な体制や広域連携の整備など防災対策の充実に努めてきており、2007年度（平成19年度）には、防災資機材（防災備蓄倉庫、救助資機材、防災備蓄食料など）の整備率は99.9%となっています。

③自主防災組織

- ・自主防災組織設置率（自治会組織に対する自主防災組織を組織している自治会の比率）は、平成19年度に68%となっています。
- ・しかしながら、実質的な自主防災組織設置率（自治会加入率×自主防災組織設置率）を踏まえると、6割程度の市民が自主防災組織に未加入となっており、地域の防災体制が不十分であると考えられます。

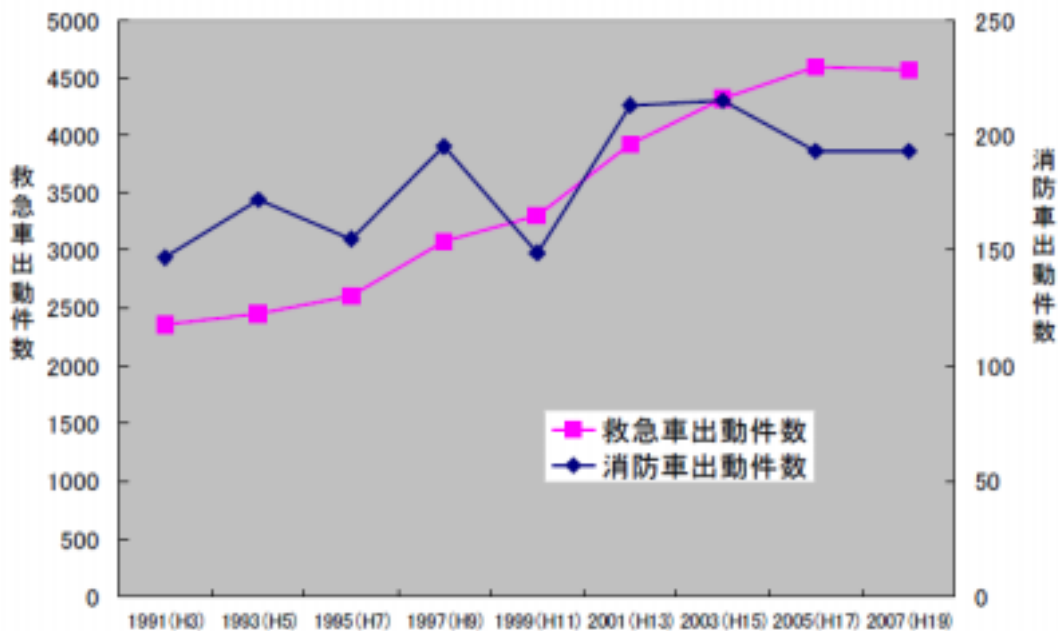


資料：施策評価書、統計要覧

(3) 救急・消防

- ・消防力の整備指針で定める基準に対して、救急車以外は基準を満たしています。
- ・救急車の出動回数は、増加傾向にあり、2007年(平成19年)には、4,566件となっています。
- ・消防車の出動回数は、増加傾向にあったが近年は200件未満程度で安定しています。
- ・今後は、高齢者数の増加に伴い、救急車の出動回数はさらに増加していくものと考えられます。

<救急車・消防車の出動件数の推移>



資料：政策評価書

消防力の整備指針と充足率(2007年12月31日現在)

	基準	現有	充足率
署 所	3	3	100
消防ポンプ車	4	4	100
はしご車	2	2	100
化学車	1	1	100
指揮車	1	1	100
救助工作車	1	1	100
救急車	4	3	75
特殊車	2	2	100
非常用自動車	2	2	100

資料：政策評価書

(4) 防犯対策

- ・刑法犯罪発生件数は、平成16年の2,979件から大幅に減少し、平成19年には1,804件となっています。しかしながら、凶悪犯については平成17年、18年と比べ倍増し、11件も発生しています。

表16-1 刑法犯罪発生件数

単位：件

安全対策課調

年	総数	凶悪犯					窃盗犯	粗暴犯				
		計	殺人	強盗	強姦	放火		計	暴行	傷害	恐喝	脅迫
15年	2,944	16	—	13	2	1	2,358	117	38	49	24	6
16年	2,979	11	—	6	4	1	2,300	93	34	37	20	2
17年	2,141	7	—	6	1	—	1,718	55	21	32	2	—
18年	1,806	5	2	1	1	1	1,430	74	39	31	1	3
19年	1,804	11	3	6	1	1	1,374	96	36	46	12	2

年	知能犯				風俗犯			その他
	計	詐欺	横領	その他	計	わいせつ	と博	
15年	81	64	1	15	29	29	—	344
16年	113	102	4	7	13	13	—	399
17年	88	84	3	1	8	7	1	265
18年	58	52	3	3	12	12	—	227
19年	42	39	—	3	9	9	—	272

安心・安全分野におけるまちづくりの課題

- ・基地の恒久化解消策を引き続き国に求めていくことが最重要課題です。なお、基地が立地している限りは、英語教育における協力など、地元負担に見合った地域貢献を求めるなど共存共栄に向けた取り組みも必要であると考えられます。
- ・ハード面の防災対策は着実に整備が進んでいますが、市民や地域における災害への備えが不足していると考えられます。
- ・地域コミュニティの希薄化が懸念されていますが、地域コミュニティにおける災害、防犯、救急等に対する対策が重要な課題です。

第7節 産業

(1) 事業所

- ・第1次～第3次産業それぞれの特徴は、平成18年度のデータを元に以下の様に整理することができます。
 - 農業は4事業所、従業者23人のみであり、全体に占める割合は非常に小さくなっています。
 - 第2次産業は、事業所数で約20%、従業者数で約30%を占めています。特に、製造業の従業者数が26%と大きな割合を占めています。
 - 第3次産業は事業所数で約80%、従業者数で約75%を占めています。従業者数に占める割合の大きい業種見ると、卸売・小売業が21%、医療・福祉が10%となっています。
- ・事業所数・従業者数のいずれについても総数は減少傾向にありますが、各調査年度の構成比には大きな変化は認められません。

事業所数（単位：事業所）

		H11	H13	H16	H18	H11	H13	H16	H18
	総計	3,877	3,855	3,406	3,411	100%	100%	100%	100%
1次	農林業	5	4	4	4	0%	0%	0%	0%
2次	建設業	452	455	387	360	12%	12%	11%	11%
	製造業	345	314	270	277	9%	8%	8%	8%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	-	3	0%	0%	-	0%
3次	運輸・通信業	95	93	83	84	2%	2%	2%	2%
	卸売・小売業、飲食店 （卸売・小売業）	1,469	1,397	1,254	1,196	38%	36%	37%	35%
	（飲食店、宿泊業）	-	-	770	734	-	-	23%	22%
	（飲食店、宿泊業）	-	-	484	462	-	-	14%	14%
	金融・保険業	46	44	36	34	1%	1%	1%	1%
	不動産業	442	424	428	411	11%	11%	13%	12%
	サービス業	1,022	1,120	944	1,042	26%	29%	28%	31%
	（医療、福祉）	-	-	187	224	-	-	5%	7%
	（教育、学習支援業）	-	-	142	157	-	-	4%	5%
	（複合サービス事業）	-	-	5	9	-	-	0%	0%
（その他サービス業）	-	-	610	652	-	-	18%	19%	

資料：事業所・企業統計調査結果より作成

従業者数（単位：人）

		H11	H13	H16	H18	H11	H13	H16	H18
	総計	34,528	36,726	31,765	33,612	100%	100%	100%	100%
1次	農林	39	30	28	23	0%	0%	0%	0%
2次	建設業	2,644	2,775	2,511	2,136	8%	8%	8%	6%
	製造業	9,811	8,838	8,518	8,639	28%	24%	27%	26%
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	58	-	54	0%	0%	-	0%
3次	運輸・通信業	2,702	3,047	2,358	2,282	8%	8%	7%	7%
	卸売・小売業、飲食店 （卸売・小売業）	10,223	10,840	9,711	9,873	30%	30%	31%	29%
	（飲食店、宿泊業）	-	-	7,008	7,117	-	-	22%	21%
	（飲食店、宿泊業）	-	-	2,703	2,756	-	-	9%	8%
	金融・保険業	691	543	422	398	2%	1%	1%	1%
	不動産業	884	890	893	864	3%	2%	3%	3%
	サービス業	7,532	9,705	7,324	9,343	22%	26%	23%	28%
	（医療、福祉）	-	-	3,054	3,196	-	-	10%	10%
	（教育、学習支援業）	-	-	721	1,638	-	-	2%	5%
	（複合サービス事業）	-	-	81	635	-	-	0%	2%
（その他サービス業）	-	-	3,468	3,874	-	-	11%	12%	

資料：事業所・企業統計調査結果より作成

(2) 工業

- ・事業所数、従業者数、製造品出荷額、付加価値額のいずれも減少傾向にあります。
- ・製造品出荷額等は、平成7年の日産座間工場転出の影響もあり、平成2年時点の7,700億円に対し、現在では2,000億円前後と大幅に減少しています。しかし工場転出から10年以上が経過し、近年は安定的な状態にあるものと考えられます。
- ・一般機械および輸送機械が、製造品出荷額の50%以上を占める主要業種となっています。
- ・県央6市で比較すると、製造品出荷額等は最下位となっています。

<市内の工業の移り変わり>

単位：事業所、人、百万円 (各年12月末現在) 工業統計調査結果
〔従業者4人以上の事業所〕

年	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料 使用額等	製造品 出荷額等	付加価値額
14年	187	8,282	47,335	104,145	187,934	86,251
15年	191	8,368	46,380	122,015	216,539	82,614
16年	183	8,617	47,807	128,728	207,390	69,454
17年	189	8,797	48,154	120,368	205,944	79,233
18年	179	8,169	50,160	131,994	193,457	61,547

〔従業者3人以下の事業所〕

年	事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料 使用額等	製造品 出荷額等	租付加価値額
5年	71	160	381	447	1,342	887
7年	73	163	359	528	1,367	835
10年	99	227	539	780	2,003	1,211
12年	93	204	477	497	1,614	1,108
15年	73	161	368	332	1,049	684

資料：統計要覧

<市内の主要業種>

単位：百万円、% (各年12月末現在) 工業統計調査結果

年	製造品 出荷額	主要業種と構成比							
		1位		2位		3位		4位	
14年	187,934	一般機械	35.5	輸送機	12.8	印刷	11.5	食料	5.8
15年	216,539	一般機械	44.0	輸送機	11.4	印刷	10.4	食料	4.7
16年	207,390	一般機械	48.0	輸送機	14.1	食料	5.2	電機	4.0
17年	205,944	一般機械	42.8	輸送機	14.3	化学	8.5	食料	4.8
18年	193,457	一般機械	40.3	輸送機	13.7	化学	8.9	電機	4.7

資料：統計要覧

<県央他市との比較 (H18年度)>

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(百万円)
座間市	179	8,196	193,457
相模原市	1,248	42,500	1,543,107
厚木市	368	19,069	682,520
大和市	295	11,742	249,462
海老名市	140	7,733	259,539
綾瀬市	455	13,351	396,930

資料：各市の統計要覧より作成

(3) 商業

- ・事業所数・従業者数のいずれも卸売業においては横ばいですが、小売業においては減少傾向にあります。
- ・年間商品販売額は、卸売業において平成11年から平成14年にかけて大幅に増加し、その後減少傾向にあります。小売業においては平成9年をピークに減少傾向にあります。
- ・小売業の売場面積および1事業所あたり売場面積は増加傾向にあり、大型店が増加している影響が現れています。
- ・購買力指数は0.8を下回る水準で推移しており、商店の集客力は弱いものと言えます。
- ・県央6市で比較すると、海老名市とほぼ同等で4番目あるいは5番目となっています。

<市内の卸売業・小売業の移り変わり>

	事業所数(店)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	卸売業	小売業
H6	139	809	1,079	5,101	62,424	92,987
H9	133	765	989	5,702	62,675	106,248
H11	157	747	1,118	5,852	64,990	98,226
H14	147	675	1,260	5,829	104,781	96,537
H16	132	631	1,127	5,395	98,832	92,301

資料：統計要覧より作成

<市内の卸売業・小売業の移り変わり>

	売場面積(m ²)	1事業所あたり売場面積(m ²)	大型店舗数(店)	購買力指数
H6	66,329	81.99	9	0.73
H9	74,327	97.22	9	0.82
H11	72,369	96.88	10	0.73
H14	88,801	131.56	12	0.77
H16	89,493	141.83	12	0.74

資料：統計要覧より作成

<県央他市との比較(H16年度)>

	事業所数(店)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
	卸売業	小売業	卸売業	小売業	卸売業	小売業
座間市	132	631	1,127	5,395	98,832	92,301
相模原市	1,234	4,450	9,865	37,430	686,937	615,892
厚木市	622	1,549	7,336	13,822	843,065	280,082
大和市	402	1,578	5,347	14,375	293,708	226,402
海老名市	193	717	1,660	6,987	98,703	109,832
綾瀬市	117	362	1,368	3,497	83,424	57,484

厚木市はH19、他の都市はH16

資料：各市の統計要覧より作成

産業分野におけるまちづくりの課題

- ・平成 11 年以降、事業所数および従業者数の総数が減少傾向にある中で、業種別の構成割合に大きな変化は見られません。また、工業、商業のいずれも、事業者数や就業者数、出荷額等 / 商品販売額が減少傾向にあり、周辺都市と比べても産業としての規模が小さいことから、現在は、市内の産業構造に大きな変化がないまま産業の活力が全般的に低下し、住宅都市としての色を濃くしている状況にあるといえます。
- ・全国的な景気低迷の影響もあり、産業に関する各種指標は減少傾向を示し、商業関係では、市内の商店街を形成している個店の廃業が増え、工業関係では、原油や原材料の高騰と輸出の激減等により、中小企業を中心に生産体制の大幅な縮小を迫られ、人員の削減を余儀なくされています。今後は、都市間競争や高齢社会がさらに進むことが想定されますので、商業では、多種多様な地域のニーズに根ざした商店街づくりを促進する必要があります。工業では、さらなる経営基盤の強化と温室効果ガスの削減に向けた先端技術の導入などにより、製造品出荷額等の増加を図り、地域経済の活性化を目指す必要があります。

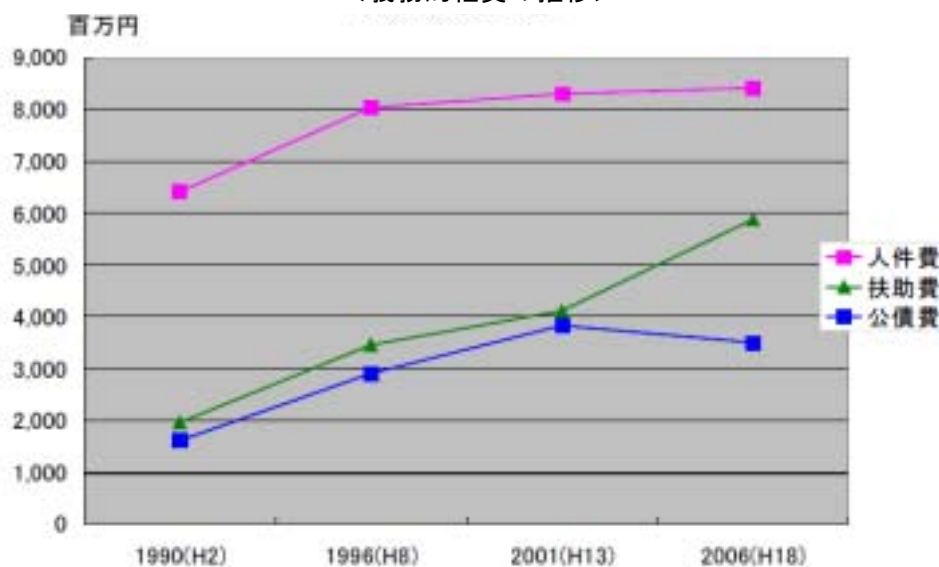
第8節 行政経営

(1) 行財政運営

①義務的経費の推移

- ・人件費は、1990年（平成2年）から2006年（平成18年）にかけて約20億円（25%）増加しています。扶助費は、同期間で約39億円（113%）も増加し、交際費についても、同期間で約19億円（65%）増加しています。
- ・これらの影響を受け、経常収支比率は、1990年（平成2年）の66.0%から、2006年（平成18年）には92.9%にまで上昇し、財政上の弾力性が大きく失われているといえます。

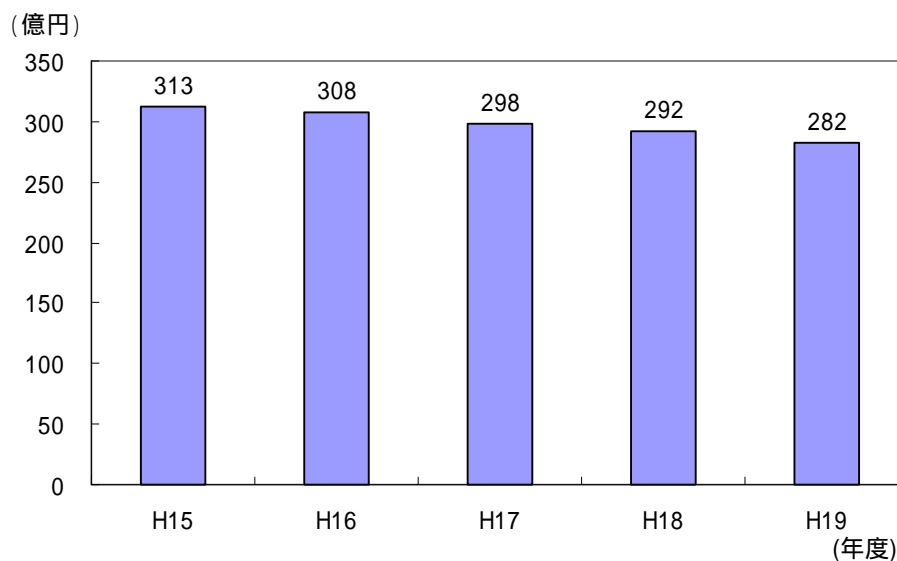
<義務的経費の推移>



②市債残高の推移

- ・市債残高は平成15年度から平成19年度にかけて減少しており、平成19年度は282億円になっています。

<市債残高>



資料：平成15～19年度決算カードより作成

③財政力指数、経常収支比率および公債費比率

- ・財政力指数は、徐々に上昇しており、地方交付税不交付団体となる「1」に近づいています。
- ・経常収支比率は、徐々に高くなっており、財政構造の弾力性が失われつつあります。
- ・公債費比率は、徐々に減少してきていますが、先に示したように人件費や扶助費が増加しているため、経常収支比率が上昇していると考えられます。

< 財政力指数、経常収支比率および公債費比率の推移 >

区分/年度(平成)	14	15	16	17	18
財政能力指数(3カ年平均)	0.836	0.860	0.874	0.904	0.934
経常収支比率(%)	88.3(93.8)	90.4(102.7)	90.5(99.2)	92.6(100.0)	92.9(99.2)
公債費比率(%)	15.1	14.6	14.7	14.1	13.4

経常収支比率は、経常一般財源などに減税補てん債、臨時財政対策債を加えた数値(カッコ内は除いた数値)。

資料：統計要覧

(2) 行政機能

①職員数の推移と人口1,000人あたり職員数

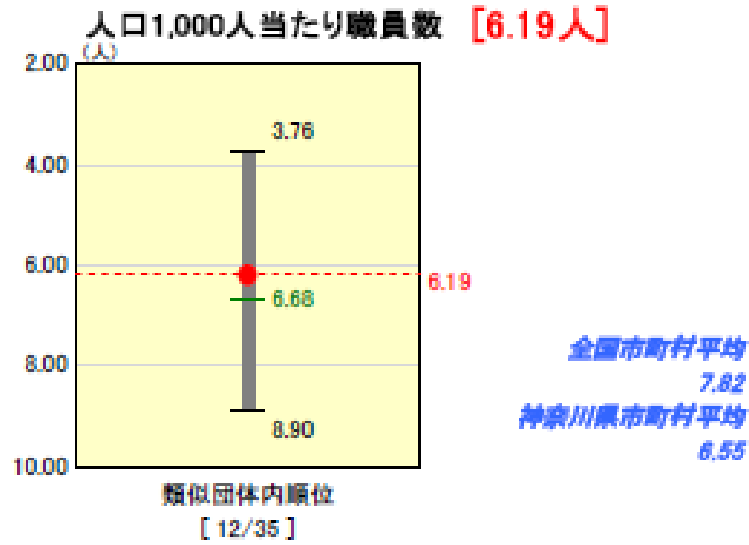
- ・職員数は平成13年以降減少傾向にあり、平成19年には856人まで減少しています。特に一般職員数が減少しています。
- ・人口1,000人あたり職員数は、6.19人と類似団体、全国、県下市町村平均より低い値になっています。

< 職員数 >

年	住民基本台帳人口 (3月31日現在)	職員数											
		計 (4月1日現在)	一般会計			特別会計					公営企業 水道		
			一般職員	教育公務員	消防職員	計	国保	老健	下水	介護		計	
1989	平成元年	107,139	926	725	11	117	853	11	4	15	0	30	43
1990	平成2年	109,346	940	733	11	120	864	11	4	16	0	31	45
1991	平成3年	111,148	940	730	12	123	865	10	4	16	0	30	45
1992	平成4年	112,822	942	729	11	127	867	10	4	16	0	30	45
1993	平成5年	114,058	953	733	11	135	879	10	4	16	0	30	44
1994	平成6年	115,459	955	731	12	137	880	10	4	16	0	30	45
1995	平成7年	116,462	957	734	10	140	884	10	4	16	0	30	43
1996	平成8年	117,145	951	723	10	143	876	10	5	16	0	31	44
1997	平成9年	119,221	952	720	11	145	876	10	5	16	0	31	45
1998	平成10年	121,065	952	716	14	147	877	10	5	16	0	31	44
1999	平成11年	122,608	943	712	14	143	869	10	5	16	0	31	43
2000	平成12年	123,808	938	704	15	144	863	14	5	16	0	35	40
2001	平成13年	124,043	924	687	15	146	848	16	5	16	0	37	39
2002	平成14年	124,611	915	679	14	145	838	17	5	16	0	38	39
2003	平成15年	126,150	915	670	13	145	828	16	5	16	12	49	38
2004	平成16年	126,878	901	660	13	144	817	15	5	16	11	47	37
2005	平成17年	126,668	899	661	13	145	819	15	4	16	11	46	34
2006	平成18年	126,254	885	648	14	146	808	15	4	14	11	44	33
2007	平成19年	126,322	856	619	16	145	780	15	4	14	12	45	31

資料：政策評価書

<人口 1,000 人あたり職員数>



資料：市町村財政比較分析表(平成 19 年度普通会計決算)

行政経営分野におけるまちづくりの課題

- ・市債残高を着実に減らすなど、堅実な財政運営を行ってきていますが、財政構造の弾力性が失われつつあります。今後 10 年で高齢者が急増することを踏まえると、市税収入の減や扶助費の増加などが見込まれるため、健全な財政運営に向けた一層の努力が必要になると考えられます。
- ・職員数を年々減少させてきており、職員の生産性を高めるとともに、協働による公共サービスの提供などについても検討していくことが必要であると考えられます。

第9節 分野ごとの課題のまとめ

健康・福祉分野におけるまちづくりの課題

- ・充実した子育て支援サービスを維持しつつ、低コスト化することが大きな課題です。
- ・健康・福祉分野においては、今後10年間で急増することが予想されている高齢者福祉施策に重点を置き、ハード面、ソフト面の対応が求められています。また、医療体制の確保や健康づくり対策等が求められています。
- ・国民健康保険の健全化（税の適正水準への改定、収納率向上）が求められています。
- ・高齢者の増加に伴い、今後も生活保護世帯が増加し続けることが想定されますが、市民が自立した生活を送れるよう、生活保護費の扶助にとどまらず、自立に向けた支援が求められます。

市民参加・コミュニティ分野におけるまちづくりの課題

- ・市民参加及び協働に関する制度は整備されていますが、実際の市民参加は十分であるとはいえません。今後は、「協働まちづくり条例」等の市民への浸透と、市民参加の実践が課題です。
- ・大規模地震等の災害時の対応や少子高齢社会における共助機能などにおいて、地域コミュニティや市民活動の重要性は増してきており、その充実が求められています。
- ・特に自治会は、地域における相互扶助、防犯、防災、環境美化などにおいて非常に重要な役割を担っており、その充実が求められます。新規転入者の自治会加入促進が重要になると考えられます。
- ・コミュニティセンター、公民館・文化センター等が連携するとともにそれぞれの役割を明確にし、地域コミュニティの醸成に寄与することが求められています。

教育・生涯学習・文化分野におけるまちづくりの課題

- ・特別支援学級の在籍児童数は徐々に増加し、介助員一人あたりの児童数が増えていることから、より充実した指導が求められます。
- ・小学校校舎の耐震化はほとんど終わっているものの、中学校校舎などまだ耐震化が終わっていない部分については、引き続き取組みが求められます。
- ・生涯学習は、高齢化社会に向けて、高齢者に焦点をあてた講座や活動が求められています。
- ・芸術祭や文化祭の参加者数を引き続き増やし、市民がいきがいを持って生活することをめざし、芸術活動を行う市民の割合を増加させることが重要です。

都市基盤整備分野におけるまちづくりの課題

- ・市域が比較的狭いこともあり、都市計画道路を除く、都市基盤の量は一定の水準に達しており、整備段階はほぼ完了に近づいていると考えられます。
- ・今後は、これらの都市基盤を長期的な展望にたって維持管理し続けることが課題になります。また、社会経済情勢の変化に対応して、社会基盤の質を向上させるための改良や新たな整備が求められる可能性もあり、市民ニーズの継続的な分析が必要になるものと考えられます。
- ・長期間事業着手が行われていない都市計画道路については、その必要性を再検証することが必要であると考えられます。
- ・公共下水道については、繰入額を減少させられるよう、下水道料金の見直しなど経営健全化に取り組むことが必要であると考えられます。

環境・廃棄物分野におけるまちづくりの課題

- ・公害苦情については、騒音によるものが増加しており、引き続き騒音対策に取り組むことが必要です。
- ・河川の汚染度について、やや上昇していることから、これ以上汚染を進めないような取り組みが求められます。
- ・人口1人当たりのゴミ排出量等は県内でもトップクラスの少なさとなっています。今後は資源化量を増加させ、更なるごみ減量化に努めることが課題です。

安心・安全分野におけるまちづくりの課題

- ・基地の恒久化解消策を引き続き国に求めていくことが最重要課題です。なお、基地が立地している限りは、英語教育における協力など、地元負担に見合った地域貢献を求めるなど共存共栄に向けた取り組みも必要であると考えられます。
- ・ハード面の防災対策は着実に整備が進んでいますが、市民や地域における災害への備えが不足していると考えられます。
- ・地域コミュニティの希薄化が懸念されていますが、地域コミュニティにおける災害、防犯、救急等に対する対策が重要な課題です。

産業分野におけるまちづくりの課題

- ・平成 11 年以降、事業所数および従業者数の総数が減少傾向にある中で、業種別の構成割合に大きな変化は見られません。また、工業、商業のいずれも、事業者数や就業者数、出荷額等 / 商品販売額が減少傾向にあり、周辺都市と比べても産業としての規模が小さいことから、現在は、市内の産業構造に大きな変化がないまま産業の活力が全般的に低下し、住宅都市としての色を濃くしている状況にあるといえます。
- ・全国的な景気低迷の影響もあり、産業に関する各種指標は減少傾向を示し、商業関係では、市内の商店街を形成している個店の廃業が増え、工業関係では、原油や原材料の高騰と輸出の激減等により、中小企業を中心に生産体制の大幅な縮小を迫られ、人員の削減を余儀なくされています。今後は、都市間競争や高齢社会がさらに進むことが想定されますので、商業では、多種多様な地域のニーズに根ざした商店街づくりを促進する必要があります。工業では、さらなる経営基盤の強化と温室効果ガスの削減に向けた先端技術の導入などにより、製造品出荷額等の増加を図り、地域経済の活性化を目指す必要があります。

行政経営分野におけるまちづくりの課題

- ・市債残高を着実に減らすなど、堅実な財政運営を行ってきていますが、財政構造の弾力性が失われつつあります。今後 10 年で高齢者が急増することを踏まえると、市税収入の減や扶助費の増加などが見込まれるため、健全な財政運営に向けた一層の努力が必要になると考えられます。
- ・職員数を年々減少させてきており、職員の生産性を高めるとともに、協働による公共サービスの提供などについても検討していくことが必要であると考えられます。

●課題の整理方針（次期総合計画の柱イメージ）

新体系骨子	現計画の政策体系							
	編ID	編	章ID	章	担当部	節ID	節	
健康・福祉 (保健福祉部)	1	みずからをいたわり 互いに励まし ともに生きる	1	すこやかな生活をめざして	保健福祉部	1	健康づくりの推進	
						2	保健衛生の充実	
						3	医療体制の充実	
			2	やすらぎに満ちた福祉社会をめ ざして	保健福祉部	1	地域福祉の充実	
						2	高齢者福祉の充実	
			3	障害者福祉の充実				
			4	児童・母子等福祉の充実				
			5	低所得者福祉の充実				
市民参加・コミュニティ (市民部)			3	男女が共に築く豊かな地域社 会をめざして	市民部	1	男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現	
					市民部、教育部	1	男女の自立と平等に基づく共同参画社会の実現	
教育・生涯学習・スポーツ (教育部)	2	のびやかに学び 自由に創造し 多 彩に表現する	1	明日をひらく教育の充実をめざ して	教育部	1	教育環境の整備	
						2	教育活動の充実	
						3	障害児教育の充実	
			2	うるおいにみちた市民文化の創 造をめざして	教育部	1	生涯学習の推進	
			2	市民文化の向上				
			3	すこやかな青少年の育成をめざ して	教育部	1	青少年の育成	
			4	スポーツ・レクリエーションの振 興をめざして	教育部	1	スポーツ・レクリエーションの振興	
都市基盤整備 (都市部、上下水道部、企画財 政部)	3	水かがやき 緑かおり 風おどる空 間	1	魅力ある都市空間の創造をめ ざして	都市部	1	市街地の形成	
			2	くらしを支える都市機能の充実 をめざして	企画財政部、都市部	5	都市機能の充実	
					上下水道部	3	上水道事業の推進	
						4	下水道・河川の整備	
					都市部	1	公園・広場の充実	
			2	道路網の整備				
環境・廃棄物 (環境経済部)			3	快適でうるおいのあるまちづく りをめざして	環境経済部	2	生活環境の保全	
						3	廃棄物対策の推進	
					都市部	1	地域環境の充実	
安心・安全 (市民部、消防本部、秘書室)			4	やすらぎのあるまちづくりをめ ざして	環境経済部	5	安全な消費生活の推進	
						市民部	1	防災対策の推進
						3	防犯体制の充実	
						4	交通安全対策の推進	
						消防本部	2	消防対策の推進
			5	基地対策の推進をめざして	秘書室	1	基地対策の推進	
産業 (環境経済部)	4	士を友とし 未来を創り 夢をはぐ むまち	1	くらしにみちかな農業をめざして	環境経済部	1	都市農業の振興	
			2	心のかよった商業をめざして	環境経済部	1	商業の振興	
			3	地域にとけあう工業をめざして	環境経済部	1	工業の振興	
			4	働く市民の幸せをめざして	環境経済部	1	勤労者福祉の向上	
市民参加・コミュニティ(再掲) (市民部、秘書室)	5	人をつなぎ まちをつなぎ 世界を つなぐ対話のまち	1	あたたかでうるおいのある地域 社会をめざして	市民部	1	コミュニティ活動の推進	
			2	市民と歩むまちづくりをめざして	秘書室	1	人権・平和の推進	
			3	世界に開くまちづくりをめざして	秘書室	1	市民参加の推進	
					秘書室	1	交流活動の推進	
行政経営 (企画財政部、総務部等)	6	計画を推進するために	1	より開かれた行政をめざして	企画財政部	2	健全な財政運営	
						議会事務所、選挙管理委員会 事務局、企画財政部	1	行政機能の充実